

# 第3次府中市環境基本計画

(素案)

令和4年5月

## 目次

第1章 計画策定の背景.....	1
1. 国内外の社会的動向.....	1
2. 前計画の振り返り.....	2
3. 市の概況.....	4
第2章 計画の基本的事項.....	10
1. 計画の位置づけ.....	10
2. 計画の期間.....	11
3. 計画の対象する範囲.....	11
第3章 環境像と施策体系.....	12
1. 環境像.....	12
2. 基本方針.....	13
3. 施策体系.....	14
第4章 施策の展開.....	15
第5章 重点プロジェクト.....	78
1. 重点プロジェクトの位置づけ.....	78
2. 重点プロジェクト選定の視点.....	78
3. 重点プロジェクト.....	78
第6章 計画の推進.....	79
1. 推進体制.....	79
2. 進行管理.....	79
3. 指標・目標.....	79
第7章 資料編.....	80

# 第1章 計画策定の背景

## 1. 国内外の社会的動向

前計画以降、国内外における環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

2015（平成 27）年に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」が掲げられました。SDGs は、社会、経済、環境における課題を統合的に解決する考え方が示されるとともに、17 の目標（図 1.1 参照）とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

地球温暖化対策に関する動向として、2015（平成 27）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組である「パリ協定」が採択されました。世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2 より十分低く保つとともに、1.5 未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス\*排出削減の枠組を強化することが必要とされています。

また、欧州では、新型コロナウイルス感染症からの経済復興に当たり、環境や社会にも配慮した復興として「グリーンリカバリー」が実践されており、日本でも同様の考え方を取り入れる動きが広まろうとしています。



出典：国際連合広報センター HP

図 1-1 持続可能な開発目標（SDGs）17 のゴールのロゴ

## 2. 前計画の振り返り

前計画では、5つの基本方針を基に個別目標を定め、個別目標に向けた取組を推進してきました。さらに、多種多様にわたる環境課題の解決には、各取組を個別に実施するのではなく、大きな目的に向けて連携する「横断的な取組」が必要なことから、重要性、緊急性が高く、府中市の環境の特性を活かしていくための軸となる施策を「3つの重点プロジェクト」として設定しています。

また、「3つの重点プロジェクト」に関連する指標を参考指標として設定し、推進を図ってきました。23指標（26指標のうち3指標はデータ不足等により評価不可）の参考指標に対し、2021（令和3）年度時点での達成度は1/4程度となります。

### 2.1 基本方針1 水と緑が豊かにあるまちをめざします

#### 主要な取組

緑の保全と活用について、保存樹木に対する奨励金の交付や、公共花壇や市民花壇の「地域の庭」としての緑化などに取り組みました。また、生物多様性の取組については、東京農工大学の協力による市内の植生に関する科学的な調査と保全活動の検討、第1次府中市生物多様性地域戦略の策定等により、生物多様性の保全を推進することができました。

#### 評価

指標の一つである「生産緑地の面積」は目標を達成する見込みですが、「市の面積に対する緑地の割合」はほぼ横ばいで推移しており、目標達成は困難な状況です。

### 2.2 基本方針2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します

#### 主要な取組

大気環境について国や都などの関係機関と連携し、取組や対応を進め、また市民への不安解消のために現状値を年一回「府中の環境」で公表しています。

水質については、多摩川の水質合同調査などにより水質は改善傾向にあります。

#### 評価

総合計画の指標でもある「騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合」は年によって増減を繰り返していますが、2019（令和元）年度と2020（令和2）年度は目標を達成しました。「市民1,000人当たりの公害苦情件数」については、2018（平成30）年度は目標値を達成しましたが、2019（令和元）年度は再び大きく増加しています。工場、指定作業場からの公害に関する苦情は減少していますが、近隣関係の相談が増加しています。

## 2.3 基本方針 3 文化的で快適なまちを目指します

### 主要な取組

浅間山周辺景観形成推進地区指定による浅間山に配慮した土地利用の誘導、防災に関するセミナーやワークショップの実施、歴史講座の開講などに取り組みました。

### 評価

関連する参考となる指標の設定がなく評価が困難ですが、関連する事業は概ね目標どおり順調に進捗しています。

## 2.4 基本方針 4 低炭素型・循環型のまちを目指します

### 主要な取組

太陽光発電設備や LED 照明の導入支援、自転車駐車場の整備等により、地球温暖化対策に取り組みました。

また、全戸配布しているごみの情報紙「府中のごみ」の発行、マイバッグコンクールの実施、消滅型生ごみ処理機（キエーロ）の検証事業の実施等により、リサイクル・ごみ減量化を推進しました。

### 評価

平成 30（2018）年度の二酸化炭素排出量は、979 千 t-CO<sub>2</sub> となっており、2018（平成 30）年度時点で目標を上回る削減率となっています。一方、「市民一人当たりのごみ・資源の排出量」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による在宅時間の増加により 2019（令和元）年度以降増加に転じており、目標達成には困難な状況です。

## 2.5 基本方針 5 環境パートナーシップの育つまちを目指します

### 主要な取組

親子かんきょう塾、自然散策講座の実施、自然環境調査員会議による武蔵台緑地の継続的な動植物調査の実施、環境保全活動センターだよりの発行、環境図書等の収集と公開などの市民の意識を高める取組等を実施しました。

### 評価

「府中市環境保全活動センターの認知度」、「府中市環境保全活動センターサポーターの登録人数」などの指標について上昇傾向ではありましたが未達成となっており、府中市環境保全活動センターの周知や運営方法について見直しの検討が必要です。また、環境イベントなどが新型コロナウイルス感染症への対応により中止となったことから、新たな啓発等の活動手法の検討が必要です。

### 3. 改定の方針

本計画の改定の方針を以下に示します。

#### 3.1 SDGs や地域循環共生圏の考え方の反映

前計画の策定後の 2015（平成 27）年に SDGs が採択され、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すことが求められています。地方公共団体においても SDGs の理念を踏まえ、持続可能な地域づくりに向けて、地域の企業や市民と協働して、目標達成に寄与する施策を積極的に推進することが求められています。

2018（平成 30）年 4 月に閣議決定した第五次環境基本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）やパリ協定といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されました。

現行計画では、SDGs や地域循環共生圏の考え方を取り入れ、環境のみならず経済・社会の統合的な向上を目指す計画とします。

#### 3.2 脱炭素社会を見据えた施策や目標値の設定

近年、世界的に脱炭素社会を目指す動きが加速しています。府中市においても 2021（令和 3）年 11 月 24 日に 2050 年二酸化炭素実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。こうした状況を踏まえて本計画においても 2050 年脱炭素社会を見据えた温室効果ガス排出量の削減目標を定め、脱炭素社会を見据えた施策の体系とします。また、気候変動適応の考え方も取り入れた計画とします。

#### 3.3 環境政策の一体的な推進

前計画の計画期間においては、環境基本計画の関連計画として 2015（平成 27）年度に府中市生物多様性地域戦略を策定、2017（平成 29）年 1 月に府中市地球温暖化対策地域推進計画の中間見直しを実施し、それぞれの計画に基づいて生物多様性や地球温暖化対策などに取り組んできました。

本計画からは、実効性の高い推進体制の構築を行うため、生物多様性地域戦略を基本方針 2 に、地球温暖化対策地域推進計画を基本方針 1 に位置付け、環境政策の一体的な推進を図る計画とします。

## 4. 市の概況

### 4.1 地勢

府中市は、島しょを除いた東京都のほぼ中央に位置し、新宿から西方約 22km の距離にあります。東は調布市、西は国立市と日野市、南は多摩市と稲城市、北は小金井市と国分寺市に隣接しています。

面積は 29.43km<sup>2</sup> で、東京都の面積の 1.3%、多摩地域の 2.5% を占めており、多摩地域で 7 番目の広さです。

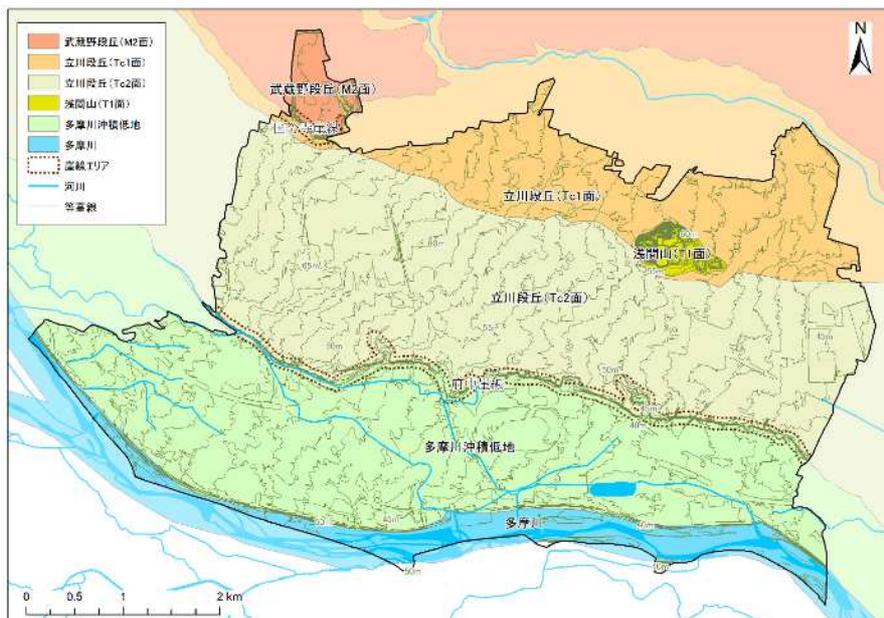


国土数値情報等から作成

図 1-2 府中市の位置図

### 4.2 地形

府中市は、南端に多摩川が流れ、多摩川から北へ約 1.7km にわたって平坦な多摩川沖積低地が広がります。多摩川沖積低地の先には、東西に走る高さ約 6 ~ 7m の府中崖線を経て北方約 2.5km にわたって立川段丘が広がります。さらに、国分寺崖線を経て武蔵野段丘に及ぶ地域もあります。



出典：国土数値情報、基盤地図情報、地理院地図地形分類

図 1-3 府中市付近の地形・地質

### 4.3 気候

府中市の気候要素（気温、降水量、日照時間）は夏の高温多湿と冬の少雨乾燥が特徴です。気温は8月が最も高く、平均気温が26.8、日最高気温は31.6です。最も気温が低くなるのは1月で、平均気温が4.5、日最低気温は-0.7です。

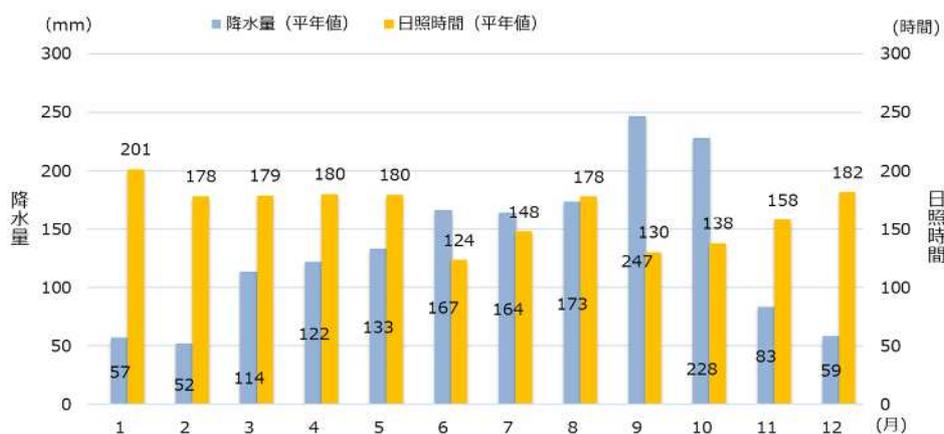
降水量は、秋雨や台風の影響で9～10月が多く、12～2月の冬季は少なくなっています。

日照時間は、梅雨の影響がある6～7月や、秋雨や台風の影響がある9～10月は日照時間が小さくなっています。



出典：気象庁データ（府中観測所）

図 1-4 府中の平均気温・最高気温・最低気温の月別平年値（1991（平成3）～2020（令和2）年の平年値）

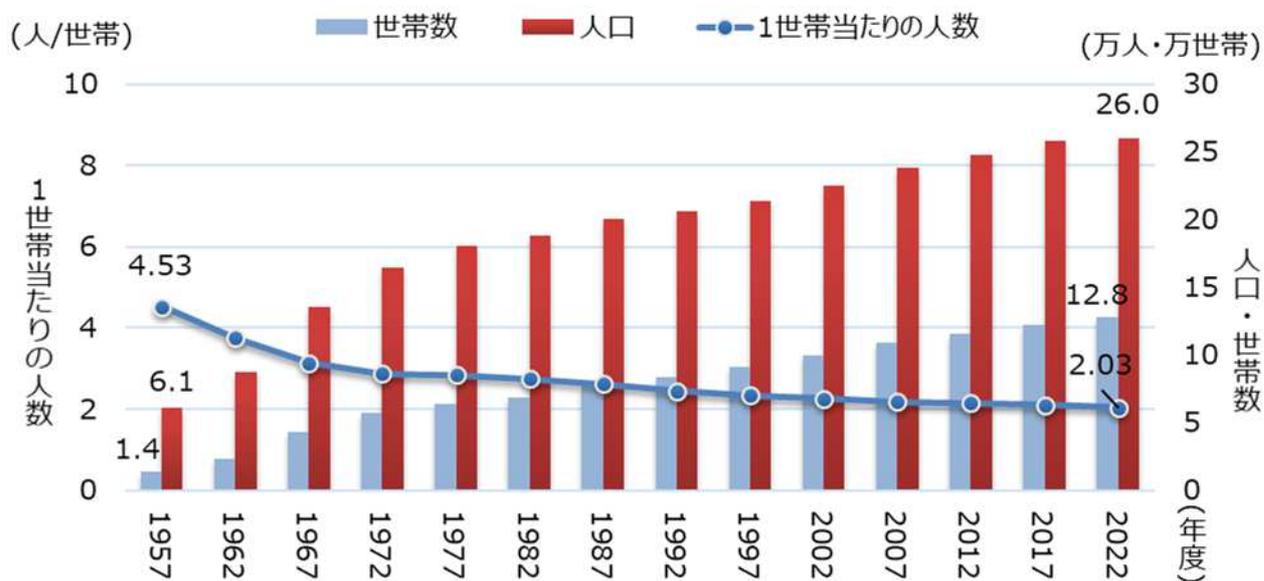


出典：気象庁データ（府中観測所）

図 1-5 降水量および日照時間の月別平年値（1991（平成3）～2020（令和2）年の平年値）

#### 4.4 人口・世帯数

府中市の人口は、2022（令和4）年1月1日時点では、総人口が260,253人、世帯数が127,939世帯となっています。人口および世帯数は増加傾向にある一方、1世帯当たりの人口は、減少傾向にあります。



出典：府中市統計書

図 1-6 人口・世帯数の推移

#### 4.5 土地利用

府中市の2020（令和2）年度の地目別土地面積は、宅地が全体の86.1%と多く、次いで雑種地が6.1%となっています。自然的土地面積（田・畑・山林・原野）の割合は1965（昭和40）年の46.4%から、2019（令和元）年には7.4%に減少しています。



出典：東京都統計年鑑

図 1-7 地目別土地面積の割合の推移

## 4.6 産業

産業別就業者数を見ると、第3次産業が最も多く、続いて第2次産業となっています。

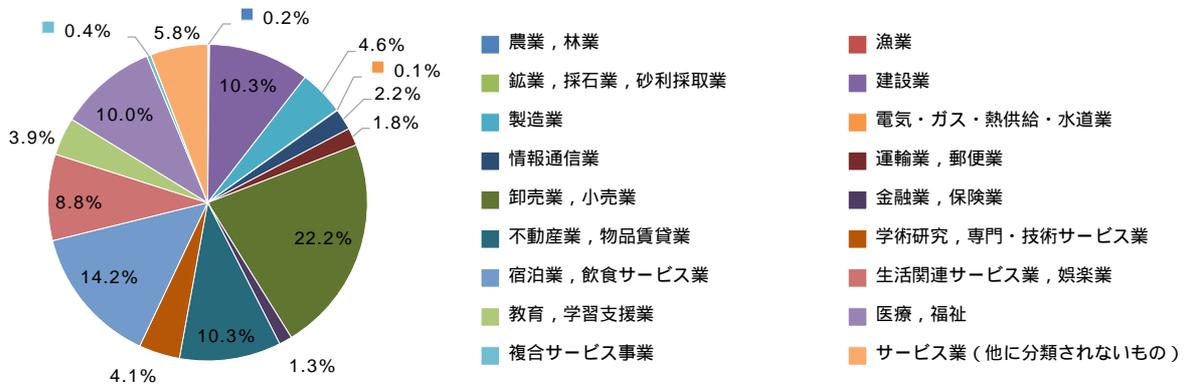
1995（平成7）年から2015（平成27）年までの産業別種の推移をみると、第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向です。

2016（平成28）年における産業分類別事業所数の割合を見ると、「卸売業，小売業」が22.2%と最も高く、「宿泊業，飲食サービス業」（14.2%）、「建設業」「不動産業，物品賃貸業」（10.3%）と続いています。「製造業」の事業所数の割合は4.6%ですが、東芝やNEC、サントリーなどの大規模工場があるのが特徴です。



出典：国勢調査

図 1-8 産業別就業者数の推移



産業大分類	事業所数	割合
A 農業・林業	12	0.2%
B 漁業	1	0.0%
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1	0.0%
D 建設業	752	10.3%
E 製造業	334	4.6%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.1%
G 情報通信業	158	2.2%
H 運輸業，郵便業	133	1.8%
I 卸売業，小売業	1,624	22.2%

産業大分類	事業所数	割合
J 金融業，保険業	96	1.3%
K 不動産業，物品賃貸業	755	10.3%
L 学術研究，専門・技術サービス業	302	4.1%
M 宿泊業，飲食サービス業	1,038	14.2%
N 生活関連サービス業，娯楽業	645	8.8%
O 教育，学習支援業	283	3.9%
P 医療，福祉	730	10.0%
Q 複合サービス事業	31	0.4%
R サービス業(他に分類されないもの)	425	5.8%
全産業計	7,325	100.0%

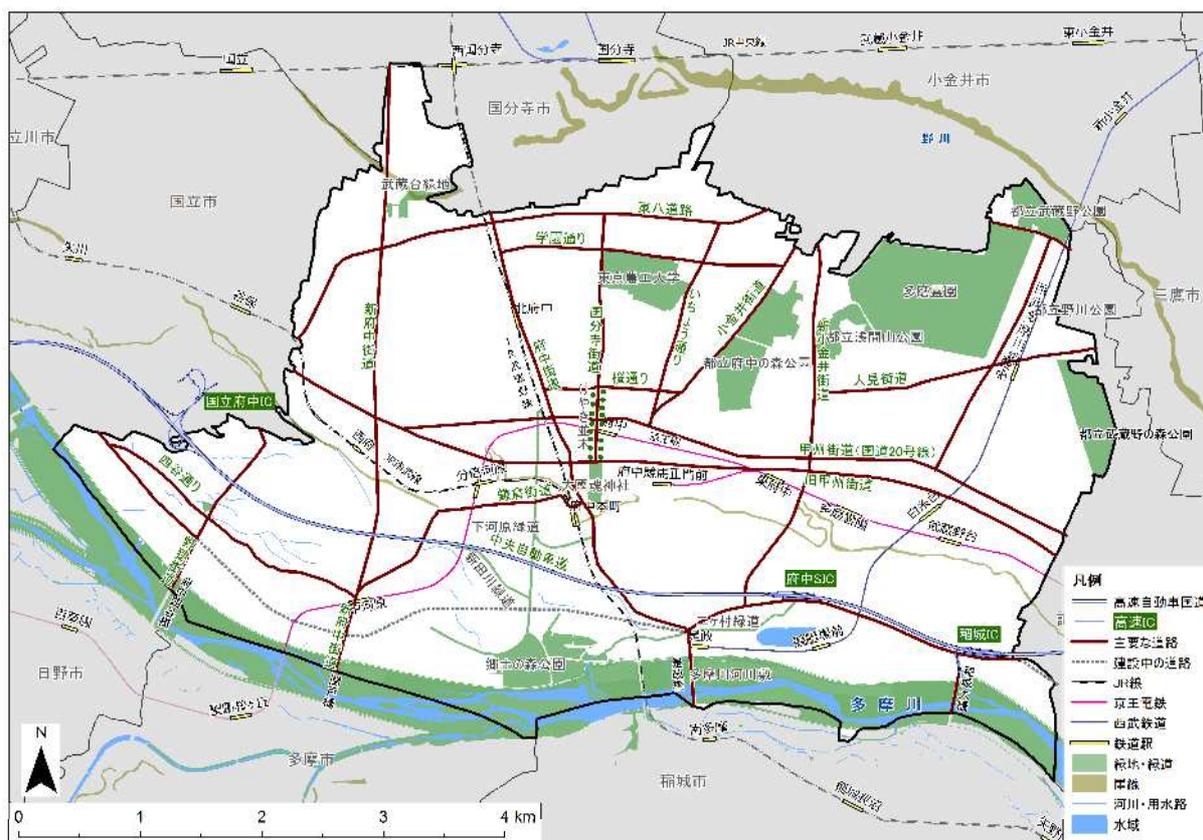
出典：平成28年度経済センサス-活動調査

図 1-9 産業分類別事業所数内訳

## 4.7 交通

市の東西を横断する鉄道として京王線、南北を縦断する鉄道として JR 南武線、JR 武蔵野線及び西武多摩川線が敷設されています。市内 14 駅では 1 日平均の乗車人員は約 23 万 6 千人となっています。また、コミュニティバスの路線拡大により、路線バスと併せてバス交通ネットワークが形成され、市内全域において公共交通の利用環境が整い、公共交通不便地域はおおむね解消された状況にあります。

利便性の高い公共交通とともに、積極的な道路基盤の整備により、市の東西を横断する道路として、東八道路、甲州街道、中央自動車道等、南北を縦断する道路として、新小金井街道、府中街道、新府中街道等の整備が進むなど、都市計画道路は 8 割以上整備が完了し、道路ネットワークについてもおおむね形成されています。



出典：国土数値情報等から作成

図 1-10 幹線交通網

## 第2章 計画の基本的事項

### 1. 計画の位置づけ

本計画は、本市における環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める「府中市環境基本条例」に基づくものであるとともに、「第7次府中市総合計画」に示された施策を環境面から具体化し、支えていくものです。

また本計画は、府中市の環境施策を取り巻く社会動向の変化や、地域における環境課題に対応するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法という。）の第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（旧 府中市地球温暖化対策地域推進計画）、生物多様性基本法の第13条に基づく「生物多様性地域戦略」（旧 府中市生物多様性地域戦略）の2つの計画を包含した、実効性も併せ持った計画とします。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条に基づく「府中市一般廃棄物処理基本計画」とも整合を図ります。

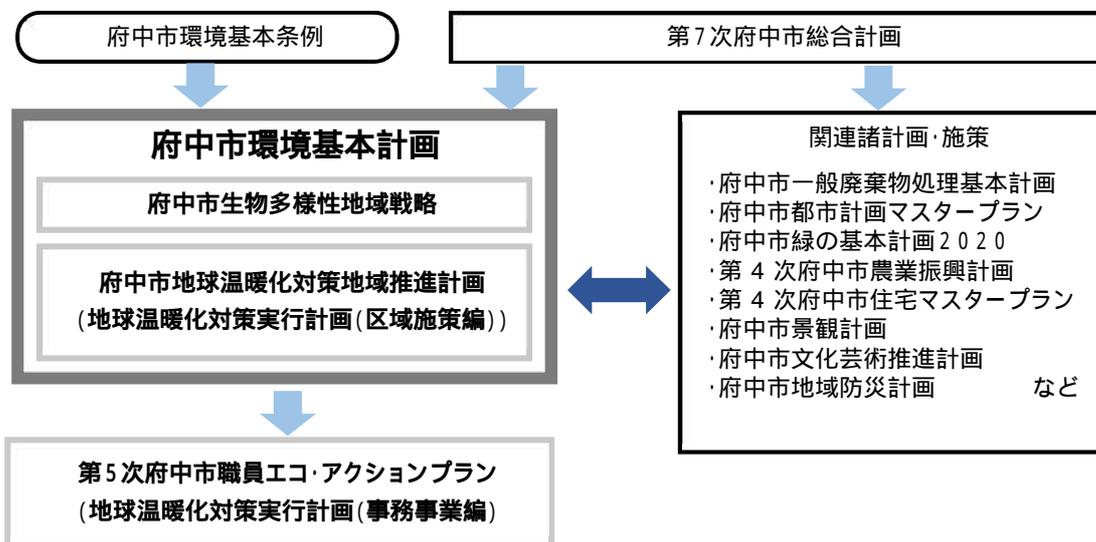


図 2-1 計画の位置づけ

## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間とします。なお、第 7 次府中市総合計画 前期基本計画の終了と後期基本計画の開始を目途に適宜必要に応じて見直しを行います。



図 2-2 計画期間

## 3. 計画の対象とする範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

表 2-1 計画の対象とする範囲

分野	対象とする項目
地球温暖化対策	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への適応 等
自然	水辺、みどり、生きもの 等
廃棄物・資源循環	ごみ、資源循環、適切処理 等
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、悪臭、化学物質 等
歴史・文化	景観、歴史的・文化的環境 等
環境パートナーシップ	環境教育・環境学習、環境活動、主体間連携、地域連携 等

## 第3章 環境像と施策体系

### 1. 環境像

本計画では、「府中市環境基本条例」で定める基本理念に基づき、総合的かつ計画的に環境施策を推進するため、市民や事業者等の様々な活動主体と目指すべき望ましい姿を共有するため、環境像として「地域から地球へ みんなで創る 持続可能なまち 府中」を掲げます。

### 地域から地球へ みんなで創る 持続可能なまち 府中

世界規模での脱炭素社会の実現に向けた取組を、基礎自治体の府中市から何ができるかを考え、行動していくことが重要だと考えます。また、ひとりひとりの行動が地域の環境を変え、地球の環境を守ることに繋がる意識を持つことが大切です。

一方で、市民、事業者、行政が連携し、地域一体となった取組が、環境課題の解決を促進することから、「みんなで」というキーワードも大切です。さらに、府中市は大規模事業者や大学が立地し、環境に関する知の集積があることから、連携を深め、その強みを生かしていきます。

また、SDGsの基本的な理念である「誰ひとり取り残さない」のもと、経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた、持続可能なまちを目指します。

都市としての快適さを保ちながら、社会に優しく環境に配慮した、未来につながるまちを様々なパートナーシップで実現していきます。



\*「府中市緑の基本計画 2020」の「緑育のまちづくりのイメージ」を参照

図 3-1 環境像のイメージ

## 2. 基本方針

本計画では環境像を実現するための目標として、本市の現状を踏まえ下記の5つの基本方針を設定します。

### 基本方針1 脱炭素型のまちを目指します

○地球温暖化への具体的な対策を推進することで、温室効果ガスを削減するとともに、気候変動による影響に適応したまちづくりを進めます。

### 基本方針2 人と自然が調和し豊かなめぐみを得られるまちを目指します

○自然との共生を図るため、水辺・緑の保全と活用、身近な自然の維持、生物多様性の理解促進等を進めます。

### 基本方針3 循環型社会の形成・循環型のまちを目指します

○循環型社会の構築を目指し、さらなるごみの排出量の抑制、再利用の促進、再資源化の促進等を進めます。

### 基本方針4 安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します

○安全・安心で快適に暮らせるまちを目指して、大気、水質、土壌の保全、化学物質の適正管理、快適できれいなまちづくり、市の特長の一つである歴史的・文化的環境の保全等を進めます。

### 基本方針5 協働・連携のための環境が整ったまちを目指します

○環境に係る共通的な基盤づくりのため、環境教育・環境イベント等の推進、事業者・大学との連携による新たな取組の創出、環境保全活動を支援するネットワークの構築等を進めます。

3. 施策体系

環境像	基本方針	基本施策 (施策の方向性)	施策	
地域から地球へ みんなで創る 持続可能なまち 府中	【府中市地球温暖化対策地域推進計画】 基本方針 1 脱炭素型のまちを目指します (地球温暖化・気候変動への対応) 【地球温暖化対策地域推進計画】	1-1 省エネルギーの推進 1-2 再生可能エネルギー導入促進 1-3 新技術の普及促進 1-4 環境に配慮したまちづくりと行動 1-5 気候変動への地域対応	省エネルギー活動の普及促進 市施設の省エネルギー化 再生可能エネルギーの導入支援 市施設への再生可能エネルギーの導入 水素エネルギーの理解促進 脱炭素型を目指したまちづくりの推進 都市における緑地の確保 水害対策の推進	省エネルギー設備の導入支援 エネルギーの地産地消の促進 家庭への新エネルギーの普及促進 人と環境にやさしい交通手段の構築 子どもたちへの学習機会の提供 熱中症対策の推進
	【府中市生物多様性地域戦略】 基本方針 2 人と自然が調和し豊かなめぐみが 得られるまちを目指します 【生物多様性地域戦略】	2-1 生物多様性の価値の浸透と社会における主流化 2-2 府中市固有の生態系と生息環境の保護と回復 2-3 生物多様性保全の担い手が生まれる仕組みづくりの推進	府中市の自然環境(生物多様性)に関する情報の収集と発信 将来を担う子どもたちへの環境教育の充実 緑地や崖線などの緑環境と生態系の保全 街中の公園や農地など自然をつなぐ小さな自然の保全と創出 自然環境(生物多様性)に配慮した生活様式の導入促進 市境に捉われない広域的な連携の推進	自然環境(生物多様性)を知り、体験し、実感できる機会の創出 社会経済活動における自然環境(生物多様性)保全の普及促進 多摩川周辺や用水などの水辺環境と生態系の保全 府中市の生態系を脅かす外来種対策 主体間のつながりの創出による持続的かつ効果的な保全の展開
	基本方針 3 循環型のまちを目指します (資源循環・廃棄物)	3-1 ごみの発生抑制と再使用の推進 3-2 資源循環の推進 3-3 安定的・効率的なごみ処理体制の確保	ごみの発生抑制の推進 ごみ減量への効果的な周知 適正な分別ルール徹底 事業系ごみのリサイクルの推進 安全で効率的な収集運搬体制の確保 不法投棄や災害廃棄物対策の推進	食品ロスの削減 リユースの推進 資源回収手段の利用促進 一般廃棄物処理施設の整備と運営
	基本方針 4 安全・安心・快適に暮らせる 文化的なまちを目指します (生活環境・歴史・文化)	4-1 大気環境の保全 4-2 水環境の保全 4-3 土壌の環境保全や騒音振動対策、その他公害対策 4-4 快適できれいなまちづくり 4-5 歴史的・文化的環境の保全	大気質の保全 ダイオキシン類対策 多摩川の水質保全 土壌・地下水汚染の防止 化学物質等の適正管理 まちの美化対策 景観の保全	アスベスト対策 水質汚濁、地盤沈下の防止 騒音・振動の防止 放射性物質対策、その他新たな公害対策 安全で快適な道路環境づくり 歴史的・文化的環境の保全
	基本方針 5 協働・連携のための環境が 整ったまちを目指します (環境パートナーシップ・連携・協働)	5-1 事業者・大学との連携による新たな取り組みの創出 5-2 環境保全活動を支援するネットワークの構築 5-3 環境学習の推進 5-4 情報発信の充実・啓発活動の推進	大規模事業者や大学との連携 環境保全活動センターの運用 環境学習の機会の充実 環境保全活動センターを中心とした情報の収集と発信	生物多様性の保全に向けた大学との連携 市民活動の支援 環境学習の指導者の育成 啓発活動の推進

図 3-2 施策体系図

## 第4章 施策の展開

### 基本方針 1 脱炭素型のまちを目指します（地球温暖化・気候変動への対応）

#### 【府中市地球温暖化対策地域推進計画】



※例示

(SDGs ゴール案 : 7、8、9、11、12、13、15、17)

#### (1) 府中市地球温暖化対策地域推進計画としての位置づけ

市では、市民・事業者・市が一体となって、将来にわたり持続的発展が可能な低炭素社会を構築するため、温対法に基づき、2011（平成 23）年に「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、2017（平成 29）年度に同計画の中間見直しを行い、地球温暖化対策を推進してきました。

この度、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」の計画期間の終了を迎えたこと、「府中市環境基本計画」の改定を行うことから、「府中市生物多様性地域戦略」も含めた 3 計画を 1 つの計画として統合し、一体的に環境政策の推進を行うため、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を「府中市環境基本計画」の基本方針 1 に包含し、計画の改定を行うこととしました。

基本方針 1 は地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく「府中市地球温暖化対策地域推進計画」として位置づけるものとなります。

#### 計画期間

令和 5 年度～令和 12 年度

基準年度及び目標年度は、国の地球温暖化対策計画と整合を図り、基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030（令和 12）年度と設定します。

#### (2) 背景

近年世界的に脱炭素社会に向けた動きが加速しています。2015（平成 27）年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇を 2 未満とし、1.5 に抑える努力をすること」が世界全体の長期目標とされています。また、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）が 2018（平成 30）年に公表した特別報告書では、気温上昇を 1.5 に抑制するには、「2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」とされています。そのような中、国は 2020（令和 2）年 10 月に「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。2019（令和元）年 5 月には、東京都が 2050 年に CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しています。

こうした動向も踏まえ、府中市でも脱炭素社会に向けた取組をさらに推進するため、2021（令和 3）年 11 月 24 日に 2050 年 CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しまし

た。2022（令和4）年3月31日時点では人口約1億1,708万人に相当する、679自治体がゼロカーボンシティ宣言を表明しています。

また、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すため、2021（令和3）年12月に、「府中市における2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた協働に関する地域協定」を4事業者、1大学と締結しました。この協定に基づき、産学官の協働によるゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めています。



### 府中市における2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた協働に関する地域協定書

株式会社東芝府中事業所、サントリービール株式会社武蔵野ビール工場、日本電気株式会社府中事業場、キュービー株式会社中河原工場、国立大学法人東京農工大学及び府中市は、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すため、次の事項に掲げることについて、協働していくことを確認します。

- 1 脱炭素化、省エネルギー化に関すること
- 2 エネルギーの地産地消やレジリエンス強化に関すること
- 3 ゼロカーボンの実現に向けた取組の推進及び普及啓発に関すること
- 4 再生可能エネルギーの導入拡大や利活用に関すること
- 5 プラスチックのサステナブルな利用に関すること
- 6 生物多様性など自然環境の持つ多様な機能の維持・向上に関すること
- 7 自然と共に生きがいを感じるまちづくりに関すること
- 8 上記の事項に限らず、ゼロカーボンの推進に関すること

令和3年12月10日

株式会社東芝 府中事業所長	サントリービール株式会社 武蔵野ビール工場長	日本電気株式会社 執行役員兼サステナビリティ推進本部長
<u>辻 浩介</u>	<u>桂田 州啓</u>	<u>清水 茂樹</u>
キュービー株式会社 中河原工場長	国立大学法人 東京農工大学学長	府中市市長
<u>野末 暁弘</u>	<u>千葉 一裕</u>	<u>高野 律雄</u>

図 4-1 府中市における2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた協働に関する地域協定書

(3) 現況

1) 前計画の削減目標と達成見通し

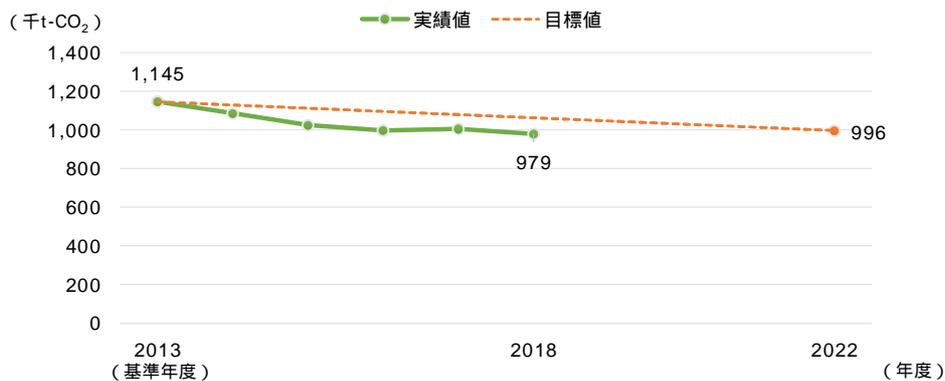
2011（平成23）年度に策定し、2017（平成29）年度に中間見直しを行った「府中市地球温暖化対策地域推進計画」において、CO<sub>2</sub>削減目標を「2022（平成34）年度までに2013（平成25）年度比で二酸化炭素排出量を13%の削減」と設定しています。

2018（平成30）年度の二酸化炭素排出量は、979千t-CO<sub>2</sub>（基準年度比で14.5%減）となっており、2018（平成30）年度時点で目標を上回る削減率となっています。

表 4-1 削減目標と削減実績

	基準年度排出量	削減目標	最新年実績値
	2013年度	2022年度 (目標年度)	2018年度
CO <sub>2</sub> 排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	1,145	996	979

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成  
 その他 6 ガスを含まない、二酸化炭素のみの排出量



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4-2 削減目標と削減実績

なお、前計画における削減目標は、温室効果ガスのうち二酸化炭素排出量のみを対象としています。2018（平成30）年度の府中市における温室効果ガスのうち約9割を二酸化炭素が占めています。

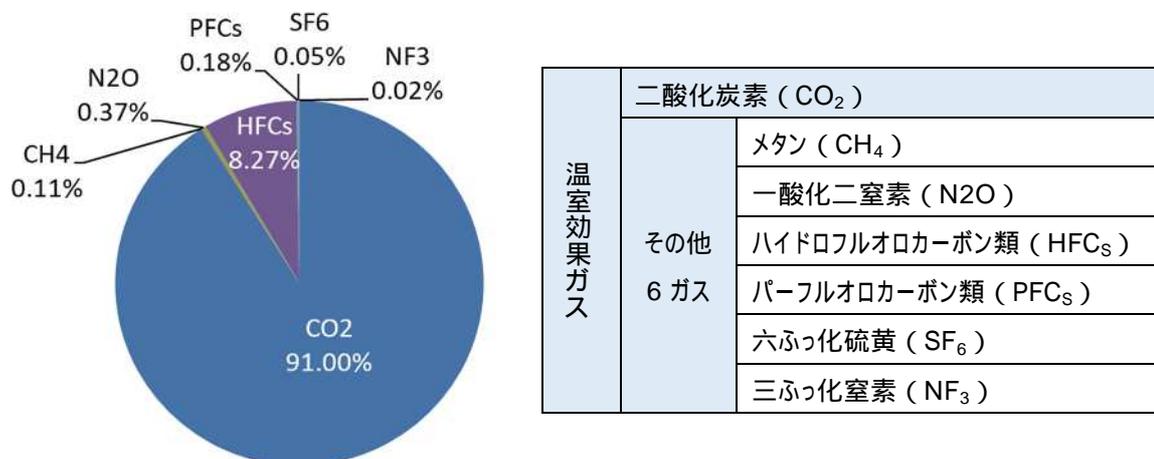


図 4-3 温室効果ガス排出量の内訳

課題

市民・事業者等の取組により、削減目標を達成する見込みであることの共有（情報発信）による意識啓発と、2050年度脱炭素社会の実現に向けてはこれまで以上の取組が必要  
前計画は二酸化炭素排出量のみを対象としており、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、対象ガスの見直しが必要

2) 温室効果ガス排出量

本市における温室効果ガス排出量は、基準年度である2013（平成25）年度以降減少傾向となっており、2018（平成30）年度の排出量は1,076千t-CO<sub>2</sub>で、2013（平成25）年度比で11.1%減少しています。

部門別にみると、産業、民生（家庭）、民生（業務）、運輸の4部門については、2013（平成25）年度比で減少している一方、廃棄物部門とその他6ガスは増加しています。

排出量が減少している4部門について、電力の二酸化炭素排出係数の低減に加えて、産業部門は生産量（製造品出荷額）の減少、民生（家庭）部門は世帯当たりのエネルギー消費量の減少、民生（業務）部門は床面積当たりのエネルギー消費量の減少、運輸部門は自動車の燃費向上が、各部門において排出量が減少した主な要因と考えられます。

また、その他6ガスは代替フロンへの切替えに伴い2013（平成25）年度以降増加傾向となっています。



図 4-4 温室効果ガス排出量の推移

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成  
二酸化炭素排出量部門別割合（2018（平成30）年度）

課題

エネルギー起源温室効果ガス排出量のうち 32%を占める家庭部門と、31%を占める民生業務部門からの温室効果ガス排出量削減の取組が必要

### 3) エネルギー消費原単位の改善

二酸化炭素排出量のうち 3 割を占める民生（家庭）部門と民生（業務）部門のエネルギー消費原単位<sup>1</sup>について、2013 年度以降の推移をみると両部門とも改善傾向にあります。エネルギー消費量の総量ではなく原単位をみることで、単純に世帯数の減少や事業所の減少によるエネルギー消費量の減少ではないことが分かります。

世帯当たりエネルギー消費量や延べ床面積当たりエネルギー消費量は、省エネ行動や省エネ機器の普及の他、短期的には気温変動の影響も受けます。

エネルギー消費量全体としては、2013 年度から 8%の削減となっています。

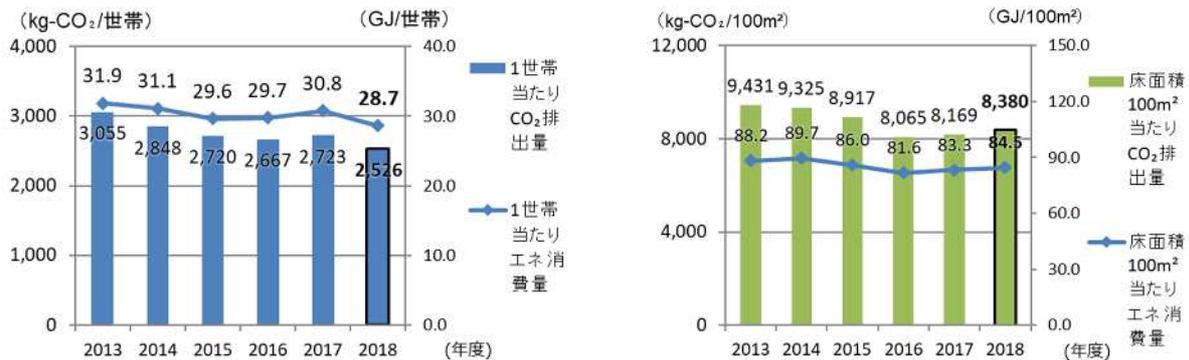


図 4-5 原単位の推移（民生家庭部門、民生業務部門）

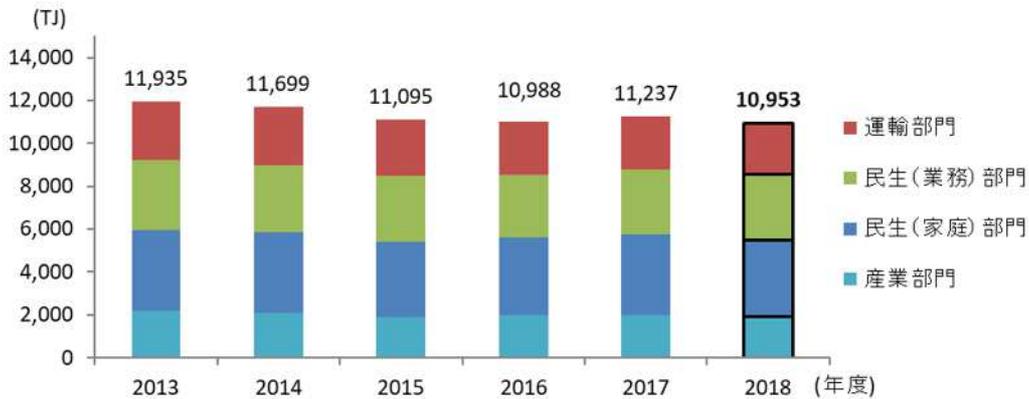


図 4-6 府中市におけるエネルギー消費量の推移

<sup>1</sup> 民生（家庭）部門は世帯当たりのエネルギー消費量、民生（業務）部門は延べ床面積当たりのエネルギー消費量のこと。

**課題**

エネルギー消費効率は改善傾向にあるものの、民生業務部門は 2016（平成 28）年度以降増加しており、さらなる省エネルギーの対策が必要

(4) 温室効果ガス削減目標

1) 削減目標の考え方

対象とする地域

対象とする地域は、府中市全域とし、取組の対象は、市の温室効果ガス排出に関わるあらゆる主体（市民・市民団体、事業者、行政）とします。

対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法の対象である二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 ガスとします。

表 4 対象とする温室効果ガス

種類	主な排出活動	地球温暖化係数*	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用	1	
メタン (CH <sub>4</sub> )	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排泄物管理、廃棄物の焼却処分・原燃料使用等・埋立処分、排水処理	25	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作における肥料の施用、家畜の排泄物管理、廃棄物の焼却処分・原燃料使用等・埋立処分、排水処理	298	
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用	1,430 等
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用	7,390 等
	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	マグネシウム合金の鋳造、SF <sub>6</sub> の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断機その他の電気機械器具の使用・点検・廃棄	22,800
	三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	NF <sub>3</sub> の製造、半導体素子等の製造	17,200

温室効果ガスは、その種類によって、「地球の温暖化をもたらす程度」が異なります。そこで、各温室効果ガスの「地球の温暖化をもたらす程度」が、二酸化炭素の「地球の温暖化をもたらす程度」の何倍に当たるかを、「地球温暖化係数」という数値で表しています。

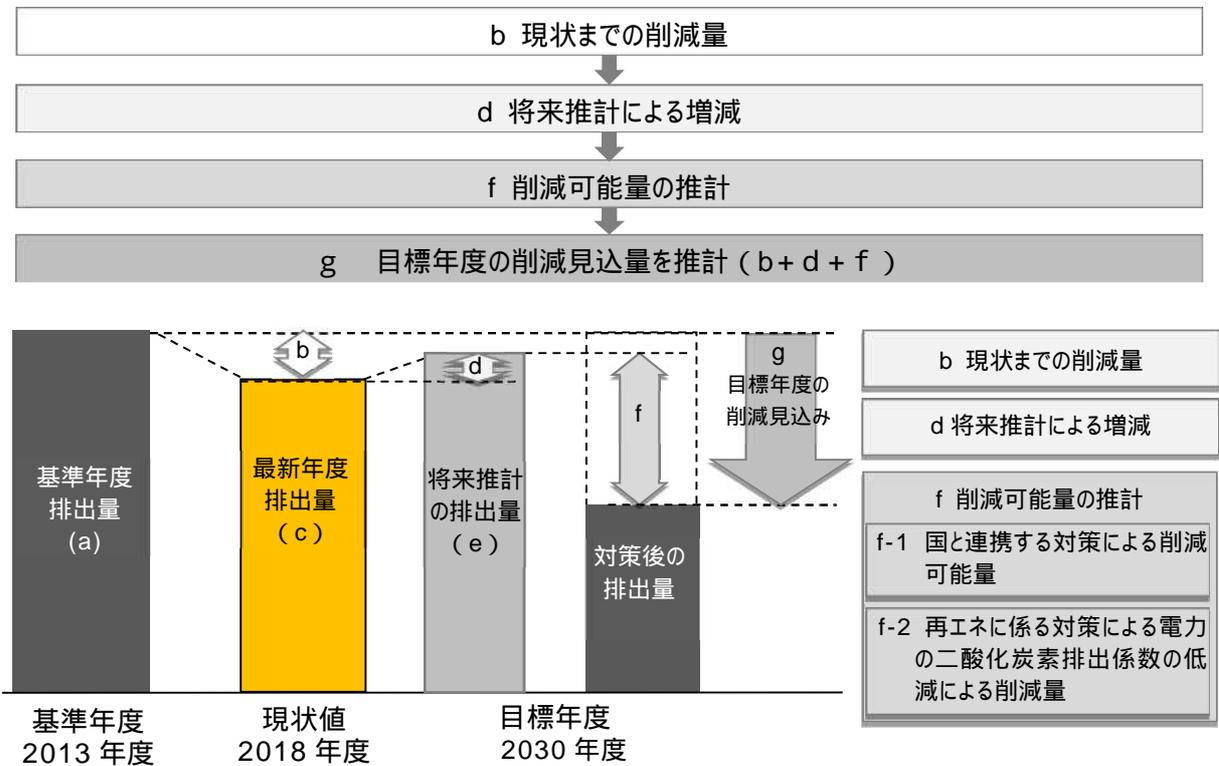
基準年度及び目標年度の設定

基準年度及び目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」や「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」との整合を図り、基準年度を 2013（平成 25）年度、計画目標を 2030（令和 12）年度、長期目標を 2050（令和 32）年度と設定します。



### 目標の設定方法

計画目標（2030（令和12）年度の削減目標）については、「現状までの削減量（下図のb）」、「将来推計による増減（下図のd）」及び「削減可能量の推計（下図のf）」の総和により推計した、「目標年度の削減見込量（下図のg）」をもとに削減目標を設定しました。



## 2) 現状までの削減量及び将来推計による増減量

2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量の将来推計は、温室効果ガス排出量の現状趨勢ケースについて、下式のもとに推計を行いました。

$$\boxed{\text{現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量}} = \boxed{\text{最新年度の温室効果ガス排出量}} \times \boxed{\text{活動量変化率}}$$

基準年度（2013（平成 25）年度）から目標年度（2030（令和 12）年度）までの将来推計を行った結果、各部門の温室効果ガス排出量の増減は以下のようになりました。

表 5 将来推計（現状趨勢ケース）による増減

部門	2013 年度 （基準年度） 排出量 （千 t-CO <sub>2</sub> ） （a）	2018 年度まで の増減量 （千 t-CO <sub>2</sub> ） （b）	2018 年度 （最新年度） 排出量 （千 t-CO <sub>2</sub> ） （c）=（a+b）	2018 年度から 2030 年度までの 増減量 （千 t-CO <sub>2</sub> ） （d）	現状趨勢ケースにお ける 2030 年度の排 出量 （千 t-CO <sub>2</sub> ） （e）=（c+d）	削減率 （2013 年 度比）
産業	232.7 千 t	48.9 千 t	183.8 千 t	8.7 千 t	192.5 千 t	▲17.3%
家庭	363.0 千 t	51.2 千 t	311.8 千 t	4.6 千 t	316.3 千 t	▲12.9%
業務	346.4 千 t	41.8 千 t	304.6 千 t	9.9 千 t	314.6 千 t	▲9.2%
運輸	196.4 千 t	24.3 千 t	172.0 千 t	1.9 千 t	170.1 千 t	▲13.4%
廃棄物	6.56 千 t	0.5 千 t	7.1 千 t	0.4 千 t	6.63 千 t	+1.1%
他ガス	65.1 千 t	31.8 千 t	96.9 千 t	31.7 千 t	128.6 千 t	+97.5%
合計	1,210.2 千 t	134.0 千 t	1,076.1 千 t	52.6 千 t	1,128.7 千 t	▲6.7%

注）四捨五入により、合計や割合が一致しない場合があります。

## 3) 削減見込量

### 削減見込量の推計方法

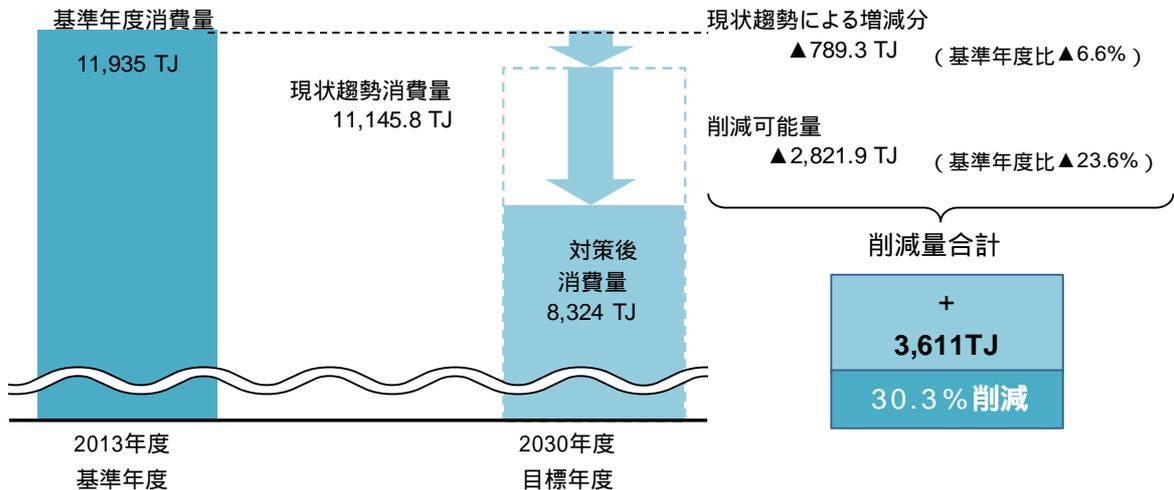
削減見込量は、将来推計（現状趨勢ケース）による増減量と国と連携する対策（「地球温暖化対策計画」に沿った対策）による削減量、再生可能エネルギーの導入促進等の対策による電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減量より算出しました。

国と連携する対策（「地球温暖化対策計画」に沿った対策）による削減量については、「地球温暖化対策計画」に示される対策ごとの削減効果に基づき、市内で 2030（令和 12）年までに想定される対策実施量を定量的に求めました。電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減量は、2030（令和 12）年度に想定される電力使用量（現状趨勢と対策による省エネ量より推計）に基づき推計しました。

## 削減見込量の推計結果

### ア エネルギー消費量

削減見込量の推計結果は、下表に示すとおり、将来推計（現状趨勢ケース）による削減見込量 789TJ、国と連携する対策による削減見込量 2822TJ の計 3,611TJ（基準年度比 30.3%）となりました。

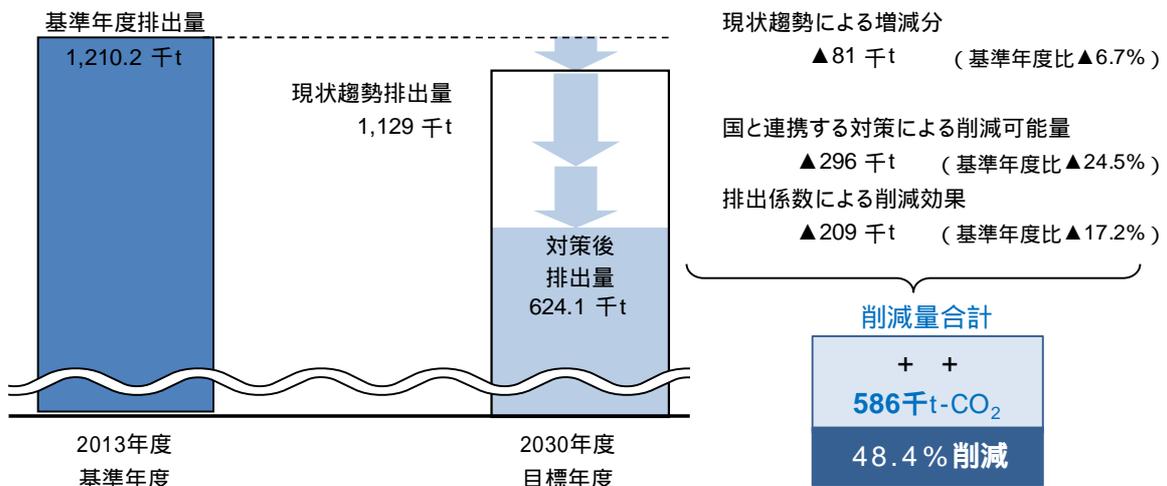


四捨五入により合計値が一致しない場合がある

図 4-7 エネルギー消費量の削減見込量の推計結果

### 温室効果ガス排出量

削減見込量の推計結果は、下表に示すとおり、将来推計（現状趨勢ケース）による削減見込量 81.4 千 t-CO<sub>2</sub>、国と連携する対策による削減見込量 295.9 千 t-CO<sub>2</sub>、電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量 208.7 千 t-CO<sub>2</sub> の計 586.0 千 t-CO<sub>2</sub>（基準年度比 48.4%）となりました。



四捨五入により合計値が一致しない場合がある

図 4-8 削減見込量の推計結果

#### 4) 削減目標

前述の温室効果ガス削減見込量の推計結果より、府中市の温室効果ガス削減目標を以下のとおり設定します。

計画目標は、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比48%の削減とします。

また、長期目標は、ゼロカーボンシティを表明していることから2050（令和32）年度に温室効果ガス排出量実質ゼロとします。

##### < 府中市の温室効果ガス削減目標（案） >

（計画目標）温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比48%削減

（長期目標）2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ

#### （5）目指すべき姿

##### 目指すべき姿

市民一人ひとりや事業者等の各主体が環境に対する意識を高め、正確な知識を持ち、積極的に気候変動に対応したゼロエミッションに寄与する環境保全活動などに取り組むまちを目指します。

市民・事業者等が高い防災意識を持ち、気候変動による災害に対応できるまちを目指します。

(6) 施策の方向性(施策体系)

基本施策	個別施策(例)
省エネルギーの推進	省エネルギー活動の普及促進
	省エネルギー設備の導入支援
	市施設の省エネルギー化
再生可能エネルギー導入促進	再生可能エネルギーの導入支援
	エネルギーの地産地消の促進
	市施設への再生可能エネルギーの導入
新技術の普及促進	水素エネルギーの理解促進
	家庭への新エネルギーの普及促進
環境に配慮したまちづくりと行動	脱炭素型を目指したまちづくりの推進
	人と環境にやさしい交通手段の構築
	都市における緑地の確保
	子どもたちへの学習機会の提供
気候変動への地域対応	水害対策の推進
	熱中症対策の推進

(7) 指標の整理

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値 (2030年度)
今後検討を行います		

【参考指標・取組指標】

参考指標・取組指標	現状値	目標値
今後検討を行います		

## (8) 施策の展開

### 1) 基本施策 1 省エネルギーの推進

各主体による日常生活や事業活動における省エネルギー行動の実践や、省エネ型の製品・設備の使用等の促進により、温室効果ガスの削減を図ります。

#### 個別施策 1 省エネルギー活動の普及促進

~~~~~。(個別施策の説明文)

#### 主な取組内容(例)

- ・ 市民、事業者が取り組める具体的な行動を示す環境行動指針を作成します。また、ホームページなどによる情報発信、普及啓発活動により、家庭や事業所の省エネ行動を促進します。
- ・ 自動車からの温室効果ガスの排出を削減するため、アイドリング・ストップ等の意識啓発に努め、エコドライブに資する取組を推奨します。
- ・ 自動車運転免許証の返納者を含め、広く公共交通機関の利用を呼びかけていくことや、安全に自転車を利用するための啓発を行うことで、環境負荷の少ない交通手段の普及を図ります。
- ・ 「府中環境まつり」や「環境ポスターコンクール」、「府中のおもてなし打ち水日和」を実施して、省エネ行動の取組を啓発し、ひとり一人の環境配慮行動のきっかけをつくります。

#### 個別施策 2 省エネルギー設備の導入支援

~~~~~。(個別施策の説明文)

#### 主な取組内容(例)

- ・ 住宅に設置される高効率型給湯器の費用の一部を補助し、導入を支援します。
- ・ 窓の断熱化は建物の省エネルギー化において有効な対策となることから、住宅における既設窓の断熱化工事の費用の一部補助し、導入を支援します。
- ・ 省エネ手法等の情報提供、国や東京都等の省エネ診断、省エネセミナー等の活用・PR により、中小規模事業者における省エネ活動を支援します。
- ・ 国や東京都で実施されている、省エネルギー機器の導入に対する補助制度等について、情報提供を行い、省エネルギー機器の導入を支援します。

#### 個別施策 3 市施設の省エネルギー化

~~~~~。(個別施策の説明文)

### 主な取組内容（例）

- ・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）として、「府中市エコ・アクションプラン」を策定し、市の事務事業を通じて温室効果ガスの削減に取り組みます。
- ・ タブレット端末、無線 LAN 対応の端末を活用することで、全庁においてペーパーレス会議の推進に取り組みます。
- ・ 今後、新築や大規模改築を行う学校や市の建築物においては、省エネルギー化を進めるとともに、ライフサイクルコストを考慮しながら、施設の Z E B 化を推進します。
- ・ 雨水利用による省資源対策を図るため、公共施設を新築、改築する際には、雨水の貯水タンクや貯水槽の設置を検討します。
- ・ 公用車に環境負荷の少ないハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車などの電動車を積極的に導入します。

## 2) 基本施策 2 再生可能エネルギー導入促進

情報発信や助成制度の検討により、市民や事業者による再生可能エネルギーの導入を促進します。  
また、公共施設における太陽光発電システムの導入を推進します。(基本施策の説明文)

### 個別施策 1 再生可能エネルギーの導入支援

~~~~~。(個別施策の説明文)

#### 主な取組内容(例)

- ・ 市民や事業者に対し、国や東京都における補助制度等を周知し、太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- ・ 住宅に設置される太陽光発電システムや蓄電池システムの費用の一部を補助し、導入を支援します。
- ・ 再生可能エネルギーに関する情報提供やセミナー等の活用・PR により、中小規模事業者における再生可能エネルギーシステムの導入を支援します。

### 個別施策 2 エネルギーの地産地消の促進

~~~~~。(個別施策の説明文)

#### 主な取組内容(例)

- ・ 市内大規模事業者や大学等と連携して、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- ・ 府中市内における再生可能エネルギーを増加させるとともに、エネルギーの地産地消の取組を進めます。
- ・ 東京都などが実施する再生可能エネルギーの共同購入キャンペーンの周知やPR等を通して、再生可能エネルギーの利用促進を支援します。
- ・ 市の公共施設や市域における再生可能エネルギー利用の可能性調査を実施し、さらなる再生可能エネルギーの導入に活用します。
- ・ 住宅に設置される太陽光発電システムや蓄電池システムの費用の一部を補助し、導入を支援します。

### 個別施策 3 市施設への再生可能エネルギーの導入

~~~~~。(個別施策の説明文)

### 主な取組内容（例）

- ・ 再生可能エネルギーのポテンシャルやライフサイクルコスト、施設の使用用途なども総合的に考慮したうえで、学校や市の建築物には、太陽光発電システムや蓄電池システムの設置を進めます。
- ・ 市の公共施設や市域における再生可能エネルギー利用の可能性調査を実施し、さらなる再生可能エネルギーの導入に向けて活用します。

### 3) 基本施策 3 新技術の普及促進

温室効果ガス排出量の削減に効果的な再生可能エネルギー由来の水素について普及啓発するとともに、その利活用について検討を進めます。また、燃料電池システムや蓄電池システムの普及を促進します。

#### 個別施策 1 水素エネルギーの理解促進

~~~~~。(個別施策の説明文)

#### 主な取組内容(例)

- ・ 水素エネルギーの普及に向けた官民両輪によるムーブメントを醸成する「Tokyo スイソ推進チーム」を通じて、水素エネルギーの理解促進に努めます。
- ・ 水素エネルギーや燃料電池技術について、国や東京都における取組や補助制度について情報提供を行い、水素関連技術の普及、啓発を支援します。
- ・ 公用車に燃料電池自動車(FCEV)の導入を検討します。

#### 個別施策 2 家庭への新エネルギーの普及促進

~~~~~。(個別施策の説明文)

#### 主な取組内容(例)

- ・ 国や東京都において実施される家庭向けの燃料電池システムや、蓄電池システムに関する補助制度について情報提供を行い、家庭への新エネルギーの普及を支援します。
- ・ 住宅に設置される家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの費用の一部を補助し、導入を支援します。
- ・ 住宅に設置される太陽光発電システムや蓄電池システムの費用の一部を補助し、導入を支援します。

### 4) 基本施策 4 環境に配慮したまちづくりと行動

適切な土地利用の誘導や環境に配慮した道路や公園の整備、公共交通機関や自転車の利用しやすい環境の整備を促進します。

#### 個別施策 1 脱炭素型を目指したまちづくりの推進

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 府中基地跡地留保地においては、再生可能エネルギーの活用や新しい環境配慮技術の実証、エネルギーの融通が行えるまちづくりを検討します。
- ・ 歩行者優先の交通安全対策を進め、誰もが安心して快適に利用できる道路環境を形成します。
- ・ 自動車運転免許証の返納者を含め、広く公共交通機関の利用を呼びかけていくことや、安全に自転車を利用するための啓発を行うことで、環境負荷の少ない交通手段の普及を図ります。
- ・ 駐輪場の適切な配置を推進するとともに、自転車ナビマーク・ラインの設置など、自転車の利用しやすい道路の整備を推進します。
- ・ 歩道等の整備に際しては、透水性舗装等を実施します。また、一部道路には遮熱性舗装による整備を検討します。
- ・ 国や東京都の補助制度を周知し、電気自動車の充電施設の整備を支援します。
- ・ 一定規模以上の開発やマンション等を建設する事業者に対しては、高効率型給湯器や太陽光発電システムなどの設置を働きかけ、環境負荷の低減を図ります。
- ・ 長期優良住宅認定制度、低炭素建築物認定制度、建築物省エネ法の規制・誘導措置を通して、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化に係る制度の普及・啓発を進め、環境に配慮した建築物の確保を推進します。

### 個別施策 2 人と環境にやさしい交通手段の構築

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 地域公共交通計画の策定など、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ・ MaaSなどの新たなモビリティサービスや自動運転などの新たな技術を活用した新交通システムを調査研究します。
- ・ 地域住民のニーズや市街地の変化にあわせた、路線バスやコミュニティバス（ちゅうバス）の利便性の向上に努めます。
- ・ 温室効果ガス排出量の少ない交通手段である自転車の利用環境を充実させていくため、駅周辺の需要に見合う駐輪施設の整備、老朽化した施設の改修及び利用しやすい施設の整備を推進します。
- ・ シェアサイクル等の民間事業者による自転車利用システムの活用を促進します。

### 個別施策 3 都市における緑地の確保

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 公園や既存の緑地を、レクリエーション活動や災害時における避難空間としての機能のほか、自然環境の保全や気温上昇の抑制に資するグリーンインフラとしてとらえ、適切な管理を推進します。
- ・ 一定規模の開発行為においては、事業者に対して法に基づき整備された公園・緑地等の提供を求めます。
- ・ 都市の緑として地域の環境保全に寄与する農地については、府中市農業振興計画に基づき、農地の保全や農業の担い手の確保・育成を図ります。また、農地の持つ多面的機能（生産・生態系の保全・気温上昇の抑制・教育・防災等）の活用や低農薬・減化学肥料による環境にやさしい循環型農業を支援するなど、地域と共存した農業を推進します。

### 個別施策 4 子どもたちへの学習機会の提供

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 市内の小・中学生が地球温暖化対策や気候変動といった地球規模の課題について学習する機会が得られるよう、総合的な学習の時間等を活用した持続可能な開発のための教育（E S D）等の充実に取り組みます。
- ・ 姉妹都市である佐久穂町とカーボンオフセットなどの地域の枠を超えた取組を推進します。また、この一環として、子供たちに森林間伐体験等を実施し、森林の有効活用や地球温暖化対策について考えるきっかけづくりを行います。
- ・ ナッジ理論（人々が自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法）等を用いた環境教育やイベントの実施を検討します。

## 5) 基本施策 5 気候変動への地域対応

市内における気候変動による影響について、情報収集等により実態を把握し、水害対策、熱中症対策等の適切な対応を検討・実施します。

### 個別施策 1 水害対策の推進

個別施策の説明文

#### 主な取組内容（例）

- ・ 雨量等の情報提供、水害ハザードマップの作成・公表により、市民への洪水情報の提供を行います。
- ・ 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所等の情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」を公表し、事前に市民へ周知を行います。
- ・ 住民に対して、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広めます。
- ・ 「多摩川水系河川整備計画」に基づき、国や他自治体と連携し、礫河原（れきがわら）の再生等による河川環境の保全に配慮した河道の土砂掘削や樹木伐採、洪水の流下阻害要因となっている大丸用水堰の改築等の治水対策を促進します。
- ・ 災害避難場所や災害時に拠点となる施設においては、非常時にも活用できる多様なエネルギー源の確保に努めます。

### 個別施策 2 熱中症対策の推進

個別施策の説明文

#### 主な取組内容（例）

- ・ 熱中症を予防するため、各種広報媒体等を駆使した情報発信による啓発活動を推進します。
- ・ 高齢者の熱中症予防を目的とした見守り活動や、啓発チラシの作成など、高齢者の熱中症予防や対策を呼びかけます。
- ・ 市民に対して、夏の暑さをやわらげる緑のカーテンづくりや打ち水の実施を呼びかけ、熱中症の予防を呼びかけます。

(9) 市民・事業者の取組

市民の取組

今後検討を行います

事業者の取組

今後検討を行います

## 基本方針 2 人と自然が調和し豊かなめぐみを得られるまちを目指します

### 【府中市生物多様性地域戦略】



※例示

(SDGs ゴール案 : 4、6、11、14、15、17)

#### (1) 府中市生物多様性地域戦略としての位置づけ

本計画では、基本方針 2 を生物多様性基本法の第 13 条に基づき、「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

生物多様性地域戦略とは、生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

生物多様性基本法では、「都道府県及び市町村は、単独又は共同して（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています（第 13 条）。

生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月閣議決定）においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における行政、事業者、民間団体、地域住民などによるさまざまな取組を進めるためには、都道府県をはじめ地方自治体がそれぞれの地域の特性に応じて地域戦略を策定することが不可欠であるとしています。

#### (2) 計画期間

計画期間は環境基本計画と同様に、令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間とします。

(3) 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを「生物多様性」といいます。この生物多様性には 3 つのレベルの多様性と、4 つの生態系サービスがあります。

1) 生物多様性の 3 つのレベル

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の 3 つのレベルの多様性があります。

| 3 つのレベル | 内容   |
|---------|--|
| 生態系の多様性 | いろいろなタイプの自然が、それぞれの地域に形成されていることです。<br>日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川等多様な自然があります。                    |
| 種の多様性   | いろいろな動物・植物や菌類、バクテリア等が生息・生育していることです。<br>地球上には 3,000 万種、日本だけでも 9 万種を超える生きものが存在すると推定されています。 |
| 遺伝子の多様性 | 同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。<br>例えばアサリの貝殻の模様が千差万別であること等です。                       |

2) 4 つの生態系サービス

これらの生物多様性がもたらす恵みは、私たちの暮らしにも直結しています。例えば、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。

| 生態系サービス                       | 内容   |
|-------------------------------|--|
| 生きものがうみだす<br>大気と水<br>(基盤サービス) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 酸素の供給</li> <li>➢ 気温、湿度の調節</li> <li>➢ 水や栄養塩の循環</li> <li>➢ 豊かな土壌</li> </ul> 植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって支えられています。                            |
| 暮らしの基礎<br>(供給サービス)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 食べ物</li> <li>➢ 木材</li> <li>➢ 医薬品</li> <li>➢ 品種改良</li> <li>➢ バイオミクラー（生物模倣）</li> </ul> 毎日の食卓を彩る野菜などの食料はもちろん、新聞や本などの紙製品や医療品など、生きものの遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。 |
| 文化の多様性を<br>支える<br>(文化的サービス)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域性豊かな文化</li> <li>➢ 自然と共生してきた知恵と伝統</li> </ul>   |

|                            |  |
|----------------------------|--|
|                            | 海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。   |
| 自然に守られる私たちの暮らし<br>(調整サービス) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ マングローブやサンゴ礁による津波の軽減</li> <li>➢ 山地災害、土壌流出の軽減</li> </ul> <p>豊かな森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。</p> |

### 3) 生物多様性に迫る危機

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

| 日本の生物多様性の危機 | 内容   |
|-------------|--|
| 第1の危機       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少</li> </ul> <p>鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大了。</p>                                  |
| 第2の危機       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下</li> </ul> <p>二次林や採草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています</p>         |
| 第3の危機       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱</li> </ul> <p>外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。</p>             |
| 第4の危機       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地球環境の変化による危機</li> </ul> <p>地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています</p> |

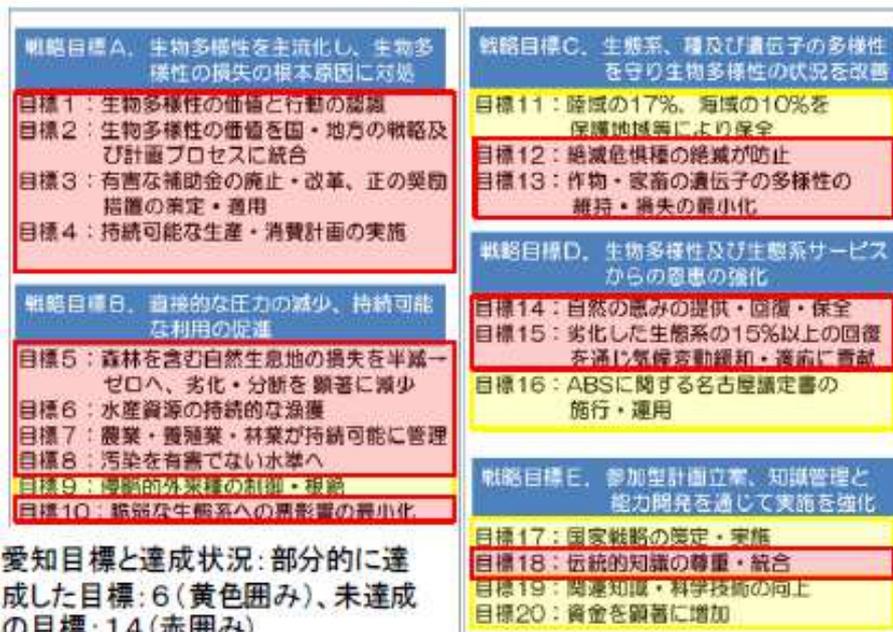
### (4) 背景

2010(平成22)年のCOP10において、生物多様性条約(1992(平成4)年採択)に基づき、自然と共生する世界を実現することを目指した愛知目標が採択されました。愛知目標に基づく戦略計画2011-2020では、長期目標(ビジョン)として「2050年までの自然と共生する世界の実現『Living in harmony with nature』」を掲げるとともに、短期目標(ミッション)として、「2020(令和2)年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急的な行動を実施する」ために「20の個別目標」が掲げられました。

愛知目標の達成度評価については、2014（平成 26）年の COP12 では地球規模生物多様性概況第 4 版（GBO4）により中間評価が行われたほか、2020（令和 2）年 9 月に公表された地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO5）では、達成期限を迎えた愛知目標最終評価と、愛知目標の長期目標である 2050（令和 32）年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて必要な行動等がまとめられました（図 4-9）。

GBO5 の最終評価では、愛知目標の 20 の個別目標のうち、目標 9「外来種の防御」など 6 つの目標が「部分的に達成」と評価したものの、「完全に達成できたものは何一つ無く、生態系の損失は続いている」と評価しました。未達成の理由として、各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったこと等が指摘され、2050（令和 32）年ビジョン達成に向けて移行が必要な 8 分野が示されました（図 4-10）。

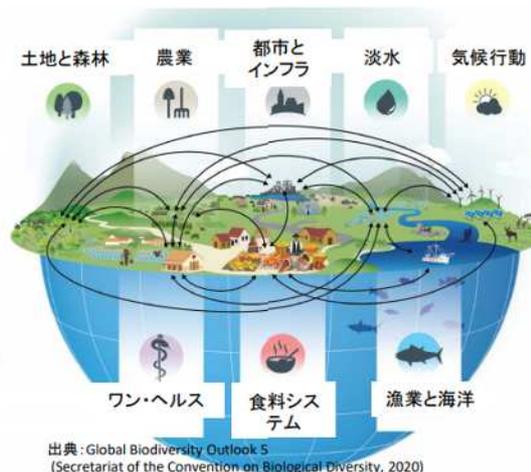
2021（令和 3）年 10 月に中国の昆明で開催された COP15 では 2022（令和 4）年春の COP15 第二部における「ポスト 2020 生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択されました。



出典：「地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO5）の公表について」（環境省）

図 4-9 愛知目標の達成状況

- ①土地と森林…生態系の保全・再生
- ②持続可能な淡水…水質改善、侵略的種防除、連続性の確保
- ③持続可能な漁業と海洋…海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再生、水産養殖業の管理
- ④持続可能な農業…アグロエコロジー等の農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
- ⑤持続可能な食料システム…肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、廃棄物の大幅削減
- ⑥都市とインフラ…「グリーンインフラ」の展開、都市及びインフラの環境フットプリント低減
- ⑦持続可能な気候行動…化石燃料の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策（NbS）
- ⑧生物多様性を含んだワン・ヘルス…生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進



アグロエコロジー：'agro-'（農業）と'ecology'（生態学）の2語を合わせた造語で、農業生態学を意味する。  
グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。  
環境フットプリント：エコジカル・フットプリントとも言い、直訳すると「環境の足跡」を意味する。人間活動が地球環境に与えている「負荷」の大きさを測る指標である。  
ワン・ヘルス：人間と動物、生態系の健康を一体として捉える考え方である。

図 4-10 2050(令和 32)年ビジョン達成に向けて移行 ( transition ) が必要な 8 分野

国においては、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、中央環境審議会での検討に先立ち、生物多様性に関する今後 10 年間の主要な課題や対応の方向性について、幅広い観点から有識者の御意見を伺うことを目的として、2020（令和 2）年 1 月に「次期生物多様性国家戦略研究会」を設置し、これまで 9 回開催してきました。「次期生物多様性国家戦略研究会」により「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられ、目指すべき 2050 年の自然共生社会の姿と 2030 年までに取り組むべき施策が整理されています。

### 2030 年までに取り組むべきポイント

保護地域外の保全（OECM<sup>2</sup>）や絶滅危惧種以外の種（普通種）の保全による、国土全体の生態系の健全性の確保  
気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策（NbS<sup>3</sup>）の適用  
生物多様性損失の間接要因となる社会経済活動への対応として、ビジネスやライフスタイル等の社会経済のあり方の変革  
次期生物多様性国家戦略の構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す。

図 4-11 次期生物多様性国家戦略研究会報告書のポイント

現行の「生物多様性国家戦略 2012-2020」に代わる次期生物多様性国家戦略は、生物多様性条約 COP15 で採択予定の「ポスト 2020 生物多様性枠組」を踏まえた上で策定予定です。

都においては、平成 24 年に策定した「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が令和 2 年に計画期間を終えるため、令和元年 12 月から生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を開始しています。環境審議会で行っている「東京都環境基本計画」と整合を図りつつ、2022（令和 4）年冬以降に改定の予定です。

<sup>2</sup> OECM：Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外の地域をベースとする効果的な保全手段のこと。

<sup>3</sup> NbS：Nature-based Solutions：自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。

## (5) 現況

### 1) 生物

市街化が進む一方、都立公園や崖線などまとまった緑地が生物の避難地として機能しており、希少種を含む多様な植物、昆虫類、鳥類、哺乳類等が確認されています。

多摩川周辺においては、河川環境特有の植物や鳥類等が確認されており、都市部にありながら一定の生物的豊かさを有しています。

近年は外来生物の増加が顕著となっており、在来生物の生息環境を脅かしています。



水辺の野鳥（アオサギ）



水辺の植物（オギ）



浅間山公園のムサシノキスゲ

#### 課題

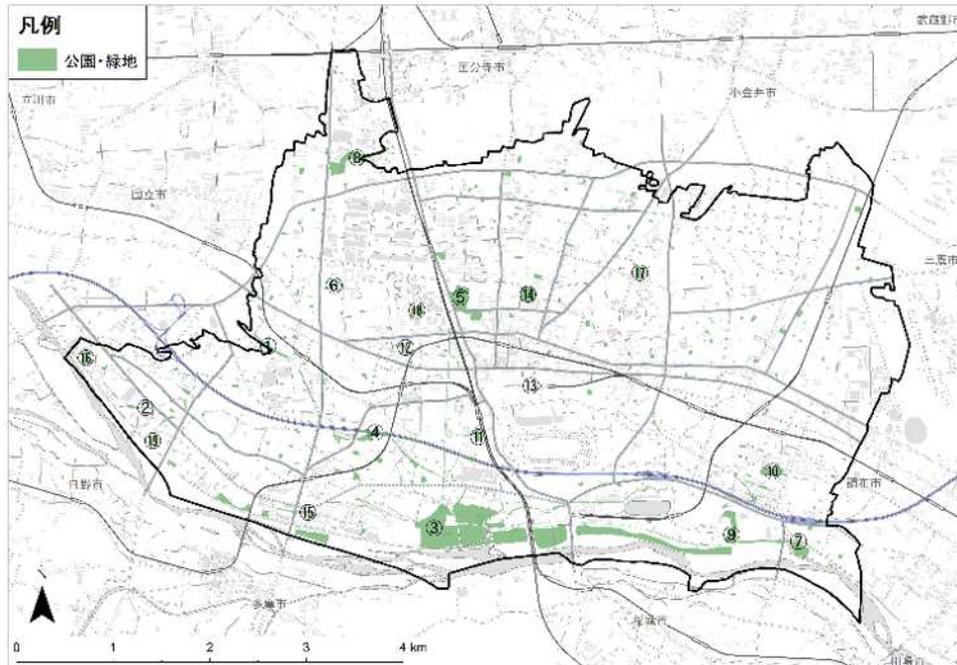
市民・事業者・行政が連携した外来生物への対策が必要です。

特定の希少種に集中した取組だけでなく、地域固有の生態系全体を保全する必要性があることの理解促進を図る必要があります。

### 2) 公園・緑地（崖線緑地、都立公園を除く）

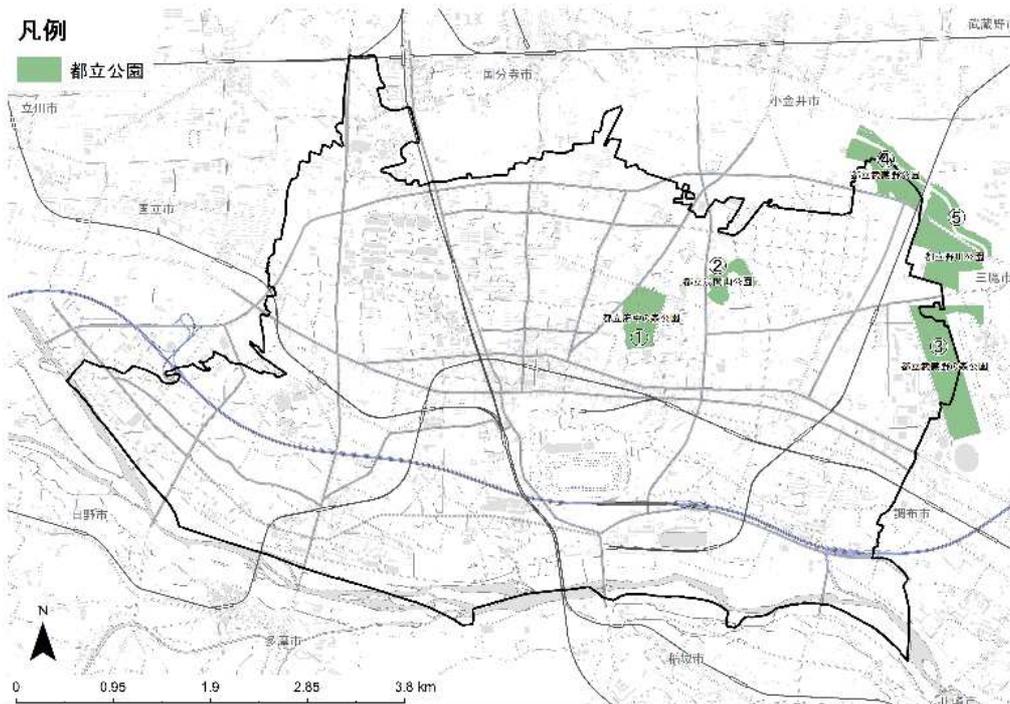
崖線緑地、都立公園を除く公園、緑地は、総合公園の「府中市郷土の森公園」を始め、市内に274か所、総面積約180haの都市公園が設置されており、26市では八王子市、町田市、多摩市に次ぐ面積となっています。

都立公園は、4カ所（武蔵野公園・浅間山公園・府中の森公園・武蔵野の森公園）が市内に立地し、総面積は約48ha（市内のみ）です。



出典：平成 28 年度府中市緑の基本計画策定委託調査結果、国土数値情報、地理院地図を基に作成

図 4-12 公園緑地位置図



出典：平成 28 年度府中市緑の基本計画策定委託調査結果、国土数値情報、地理院地図を基に作成

図 4-13 都立公園位置図

**課題** → 都立公園の管理の主体は東京都であることから、生物多様性地域戦略にとっては重要な拠点として東京都や指定管理者などの連携を密にし、保全活動を行っていく必要があります。

### 3) 農地

市内の農地は 14,555a で、うち田が 3,861a、畑が 10,676a となっています（令和 2 年産業振興課）。経営耕地としては、田は 26 市の中で八王子市に次ぐ面積となっており（平成 27 年農林業センサス）、市街化が進む多摩地域の中にあっても多くの水田を残しています。特に多摩川沿いの沖積低地には市街化が進行しながらも水田が残されており、付随する農業用水とともに、多様な生物の生息環境を提供する水辺環境を創出しています。

一方で続等により農地は年々減少しており、特に水田については 2016（平成 28）年度時点で 5,398a あったものが、わずか 4 年で 30%近い減少となっています。



出典：令和 2 年版府中市統計書

図 4-14 耕地面積の推移

#### 課題

生態系保全の観点からも、農地保全のための農業者支援と後継者育成の推進が必要です。

### (6) 目指すべき姿

#### 目指すべき姿

生物多様性による日々の恵みを持続的に受け続けることができる自然共生社会の実現のため、生き物とその生息環境を守る行動を起こさなければならないことを全ての市民が理解し、ひとりひとりが保全に向けた行動を実行しているまちを目指します。

市内の貴重な自然や生態系が保護され、地域固有の生物多様性が保全された、都市化と環境の調和がとれた人間と生き物が共存するまちを目指します。

自然環境保全の担い手が世代を超えて生み出され、有効な取組が継続的に実施される仕組みが確立しているとともに、市民や市民活動団体、教育機関や民間事業者、行政など様々な主体が協働しながら地域の自然環境や生物多様性を後世へ守り育てるまちを目指します。

(7) 施策の方向性（施策体系）

| 基本施策   | 施策グループ                        |
|--|-------------------------------|
| 自然環境保全の普及啓発<br>【生物多様性地域戦略】<br>生物多様性の価値の浸透と社会における主流化        | 府中市の自然環境（生物多様性）に関する情報の収集と発信   |
|  | 自然環境（生物多様性）を知り、体験し、実感できる機会の創出 |
|  | 将来を担う子どもたちへの環境教育の充実           |
|  | 社会経済活動における自然環境（生物多様性）保全の普及促進  |
| 自然環境の保全と活用<br>【生物多様性地域戦略】<br>府中市固有の生態系と生息環境の保護と回復          | 緑地や崖線などの緑環境と生態系の保全            |
|  | 多摩川周辺や用水などの水辺環境と生態系の保全        |
|  | 街中の公園や農地など自然をつなぐ小さな自然の保全と創出   |
|  | 府中市の生態系を脅かす外来種対策              |
| 自然環境保全活動の主体の創出<br>【生物多様性地域戦略】<br>生物多様性保全の担い手が生まれる仕組みづくりの推進 | 自然環境（生物多様性）に配慮した生活様式の導入促進     |
|  | 主体間のつながりの創出による持続的かつ効果的な保全の展開  |
|  | 市境に捉われない広域的な連携の推進             |

指標の整理

【成果指標】

| 成果指標      | 基準値 | 目標値 |
|-----------|-----|-----|
|           |     |     |
| 今後検討を行います |     |     |
|           |     |     |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 | 目標値 |
|-----------|-----|-----|
|           |     |     |
| 今後検討を行います |     |     |
|           |     |     |

(8) 施策の展開

1) 基本施策 自然環境保全の普及啓発

【生物多様性地域戦略】生物多様性の価値の浸透と社会における主流化

個別施策 1 府中市の自然環境（生物多様性）に関する情報の収集と発信

（個別施策の説明文）

**主な取組内容（例）**

- ・ 自然環境調査員会議や研究機関との連携による市内の動植物調査を継続的に実施します。
- ・ 市内の動植物調査を実施する市民団体の活動を支援し、調査データの共有を図ります。
- ・ 市民が日常的に観察した市内の生物情報を集約し、本市の生物多様性情報として活用する仕組みづくりを検討します。
- ・ 収集した生物情報は希少種等の情報を含むリスト化を行い、市内の生態系データベースとして広く公開するとともに、保全事業への活用を図っていきます。
- ・ 市内の生物多様性の保全に貢献するエリアを市独自の生物多様性保全地域（仮）として指定し、マップ化して公開します。指定地においては動植物の定期的なモニタリング調査、土地管理者への支援の実施を検討します。また、周辺地域の適正な土地利用への誘導に活用します。
- ・ 郷土の森博物館において、自然分野に関する情報の収集や調査研究を進めます。また、展示会や自然講座等の機会を通じて、本市の生物多様性に関する情報の発信に取り組みます。

個別施策 2 自然環境（生物多様性）を知り、体験し、実感できる機会の創出

（個別施策の説明文）

### 主な取組内容（例）

- ・ 自然への関心の程度や年齢層等によらず、全ての市民が自然環境への関心を持ち、生物多様性の重要性と危機的な現状を自分事として理解してもらうため、市の広報、ホームページ、SNS等様々な媒体を活用して、市内の生物多様性情報の発信を積極的に行っていきます。
- ・ 自然観察会やウォーキングツアーなど、市内の豊かな自然環境をレジャー感覚で体感できるイベントの開催を通じて、市内の自然環境の豊かさや生物多様性の重要性について広く市民に周知していきます。
- ・ 生物多様性の基礎知識と本市の生物多様性をわかりやすく伝えるパネル展示について、市役所庁舎のほか、公共施設、学校など市内各所における巡回開催を検討します。
- ・ 生物多様性に関する個別のテーマについて、より深く楽しく学ぶ機会として、生物多様性講演会を開催します。
- ・ 市民が自ら身近な自然と触れ合ってもらえる機会を創出する「水と緑のウォーキングマップ」の内容の充実と頒布の促進を図ります。
- ・ 生物多様性の基本的な内容に関する講座メニューを準備し、職員による出前講座を実施します。

### 個別施策 3 将来を担う子どもたちへの環境教育の充実

（個別施策の説明文）

### 主な取組内容（例）

- ・ 市内の小・中学生が本市の自然環境や生物多様性の重要性について学習する機会が得られるよう、総合的な学習の時間等を活用した持続可能な開発のための教育（E S D）等の充実に取り組みます。また、理科教員の生物多様性に関する教育スキル向上を図るため、指導講座の開催などを検討します。
- ・ 林間学校やセカンドスクールにおいては、自然豊かな環境の中で生徒が自然や生き物の価値を体感しながら学ぶことができる機会を提供します。
- ・ 本市に豊かな自然の恵みを提供してくれる多摩川と河川敷の環境を活用し、府中水辺の楽校を通じた小学生世代への自然環境教育の充実を図ります。
- ・ 自然や生きものへの関心を幼児期から持ち、学びの基礎を養ってもらうため、保育園や幼稚園におけるレクリエーションの開催を検討します。

### 個別施策 4 社会経済活動における自然環境（生物多様性）保全の普及促進

（個別施策の説明文）

### 主な取組内容（例）

- ・ 公共施設の設置、管理にあたっては地域の生態系に配慮した緑化を推進するため、適正樹種の選定等に関する基準を設置します。特に学校施設については、環境教材としての活用も視野に入れた多自然な緑化を推進します。
- ・ 開発事業にあたっては、自然環境への影響を抑えた工期・工法の採用、既存緑地の保全、東京都の「在来種選定ガイドライン」に基づいた樹種選定による緑化の実施など、地域の生態系に配慮した事業計画の確保について事業者と事前協議を実施する制度整備を行います。
- ・ 市内の事業者の自然環境や生物多様性に対する優れた取組を市として認証し、広く公表する仕組みづくりを検討するとともに、事業者が事業活動において生物多様性に貢献できる取組を提案するガイドラインの作成を検討します。
- ・ 公園や既存の緑地を、レクリエーション活動や災害時における避難空間としての機能のほか、自然環境の保全や気温上昇の抑制に資するグリーンインフラとしてとらえ、適切な管理を推進します。

## 2) 基本施策 2 自然環境の保全と活用

【生物多様性地域戦略】府中市固有の生態系と生息環境の保護と回復

### 個別施策 1 緑地や崖線などの緑環境と生態系の保全

（個別施策の説明文）

## 主な取組内容（例）

- ・ 既存の緑地を保全するため、都市緑地法などに基づく制度を活用した保全を検討します。
- ・ 本市在来の自然環境を残す貴重な緑環境である国分寺崖線の武蔵台緑地については、市民、市民団体、研究機関、隣接自治体などの連携を深め、植生管理ガイドラインに基づく継続的な保全活動を実施し、地域固有の生態系の維持、回復を図るとともに、市民が生物多様性に触れる普及拠点機能をもった自然公園として整備します。
- ・ 浅間山公園については公園管理者や地域の市民団体と連携し、保全管理ガイドラインに基づく保全活動を実施し、市内随一の生物多様性ホットスポットとして豊かな自然環境の維持、回復を図っていきます。また、豊かな自然環境を身近に体感できるスポットとして、広く市民に PR していきます。
- ・ 本市の東西に緑の軸を形成する府中崖線については、既存の緑地の維持を図ります。また、既存の緑地については、地域在来の生態系を残す貴重な樹林として、生物多様性の保全を考慮した緑地管理を実施します。
- ・ 市内の緑地の大部分を占める都立公園について、東京都及び公園管理者と連携して、生物多様性の保全や自然環境保全啓発活動等に関する取組を推進します。
- ・ 本市の緑環境を象徴する馬場大門のケヤキ並木については、保護管理計画に基づき、樹木診断、植樹帯の改修、周辺道路、建築物対策、後継木の育成など、将来にわたってけやき並木の良好な育成を図る取組みを実施します。
- ・ 府中基地跡地留保地については、周辺の大規模緑地との緑の連続性を確保し、エコロジカルネットワークの形成や生物多様性の保全にも寄与する、新たな緑の空間として整備を実施します。

## 個別施策 2 多摩川周辺や用水などの水辺環境と生態系の保全

（個別施策の説明文）

### 主な取組内容（例）

- ・ 草原や湿地などの多様な環境を有する多摩川の本市流域の河川敷や堤防には、希少動植物の生息、生育やツバメの集団営巣など豊かな生態系が構築されており、河川管理者と連携して、これら動植物の保全を図ります。
- ・ 治水対策等の河川整備にあたっては、地域の生態系に配慮した方法等により実施することを河川管理者に要請します。
- ・ 安定的な保全が困難な生物環境に対しては、公園や緑地などの公共地を活用したエリア全体の生物相の移植保護など、積極的な保全策の導入を検討します。
- ・ 古くより市南部にめぐらされた用水路網の水の恵みによる豊かな生物環境を取り戻すため、用水の通年通水や周辺緑地の保全に取り組むとともに、休耕田を活用したピオトープ（生物生息空間）整備など、水田と一体的な保全を検討していきます。
- ・ 市立公園内における親水エリアのピオトープ（生物生息空間）化を推進し、水辺の生き物と身近に触れ合える空間を作ります。
- ・ 雨水浸透施設の設置など、雨水の地下浸透を促進する取組みの推進により湧水量の改善を図るとともに、モニタリング調査を継続して実施します。また、湧水を基盤とした生物環境の創出を目指します。

### 個別施策 3 街中の公園や農地など自然をつなぐ小さな自然の保全と創出

（個別施策の説明文）

### 主な取組内容（例）

- ・ 市立公園や緑地については官民連携手法の導入などにより、地域の生態系を考慮した管理、保全を実施し、ピオトープ（生物生息空間）の整備など、自然環境としての質の向上を図ります。
- ・ 市の設置する花壇においては、在来植物や周辺環境に悪影響とならない植物を使用するなど、地域の生態系にも配慮した魅力ある花壇づくりを行います。
- ・ 緑道や多摩川かぜのみちの適切な維持管理を実施します。
- ・ 都市の緑として地域の環境保全に寄与する農地については、府中市農業振興計画に基づき、農地の保全や農業の担い手の確保・育成を図ります。また、農地の持つ多面的機能（生産・生態系の保全・気温上昇の抑制・教育・防災等）の活用や低農薬・減化学肥料による環境にやさしい循環型農業を支援するなど、地域と共存した農業を推進します。
- ・ 農地の保全につながる学校給食における地場産食材の使用を推進します。
- ・ 都市の生物多様性に寄与する学校敷地については、地域在来の植物が自生可能な緑地の確保と維持管理を行うとともに、生育する植物の学習教材としての活用も検討していきます。
- ・ 個人宅の庭、事業所、社寺などの樹林、植栽について、生物多様性に配慮した維持管理の方法等を周知するとともに、管理者の維持管理に係る負担を軽減する効果的な支援を検討します。
- ・ エコロジカルネットワークの形成を推進するため、緑地等の空白地を抽出し、市民や事業者と連携して生物環境の創出を図ります。

### 個別施策 4 府中市の生態系を脅かす外来種対策

（個別施策の説明文）

### 主な取組内容（例）

- ・ 侵略的な外来動植物について、市民や研究機関、東京都など、様々な主体と連携し、市内における生息、生育状況の情報収集と実態把握に努めるとともに、駆除や市民への注意喚起など、適切な対策を実施します。
- ・ 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づき、アライグマ・ハクビシンの防除対策を実施していきます。また、研究機関との連携により、市内の生息状況把握や、より効果的な駆除方法等の研究、導入を図ります。
- ・ 侵略的な外来種問題について、市民に正しく理解し、拡げない行動を実践してもらうため、講演会、展示会、出前講座などの開催や、広報等による PR を実施します。
- ・ 市内の全域にわたって発生する問題に対処するため、自治会による外来植物の一斉駆除イベントの開催など、市民参加による広域的な駆除活動の実施を検討します。

### 3) 基本施策 3 自然環境保全活動の主体の創出

【生物多様性地域戦略】生物多様性保全の担い手が生まれる仕組みづくりの推進

#### 個別施策 1 自然環境（生物多様性）に配慮した生活様式の導入促進

（個別施策の説明文）

##### 主な取組内容（例）

- ・ 買う（エシカル消費等）、食べる（地産地消等）、遊ぶ（野外散策等）など、日常生活の中で気軽に実践できる、自然環境や生物多様性に貢献できる行動について広く市民に紹介し、生活スタイルの変容を促します。
- ・ ちよいぼう制度の創設など、市民が余暇のレジャー感覚で、自然と触れ合い楽しみながら、自然を守り育てることに貢献できる保全活動の展開を図ります。

#### 個別施策 2 主体間のつながりの創出による持続的かつ効果的な保全の展開

（個別施策の説明文）

##### 主な取組内容（例）

- ・ 地域市民や市民団体により実施されている環境保全の取組みを把握し、広く紹介し、支援します。
- ・ 多様な主体と様々な取組みが集約して発信される拠点として、環境保全活動センターの機能の充実を図ります。
- ・ 環境保全活動に関心を持つ市民と活動の担い手を求める市民団体等のマッチングを図る制度の創設を検討します。
- ・ 市民主体の保全活動については、科学的な知見に基づく有効な方法で実施されるとともに、保全活動をリードする人材の育成を推進するため、活動主体と専門家や研究機関との連携を生み出す中間支援を実施します。
- ・ 事業者の実施する自然環境保全に関する CSR 活動等と連携し、事業者、地域市民、市民団体などが結集した保全事業を推進します。

#### 個別施策 3 市境に捉われない広域的な連携の推進

（個別施策の説明文）

### 主な取組内容（例）

- ・ 多摩川や崖線などを通じた広域的なエコロジカルネットワークの形成による地域の生物多様性の向上に寄与するため、周辺自治体、河川管理者（国）、東京都などと連携した取組を推進します。

### （9）市民・事業者の取組

#### 市民の取組

- ・
- ・
- ・
- ・

今後検討を行います

#### 事業者の取組

- ・
- ・
- ・
- ・

今後検討を行います

## 基本方針3 循環型のまちを目指します（資源循環・廃棄物） （SDGs ゴール案：2、4、11、12、17）

### （1）現況

#### 1）減量・情報提供

総ごみ排出量は、2012（平成24）年度から減少傾向を示していたものの、令和元年度から増加に転じています。また、食品ロス問題に関する市民の認知度は高く、削減のための取組も調理時を中心に比較的なされているものの、買い物時・外食時の取組については実施率が少し落ちることがあります。プラスチックごみに関しては、プラスチックごみを減らすために事業者や市への要望も多くなっています。

市民においては、さらなるごみ減少の意向がありつつも、具体的な方法が分からないというジレンマを感じている可能性があります。

リユースに関しては、市民ができる場所の情報を求めているとともに、近年はフリマアプリ等の普及によって実店舗を介さない個人間での売買等が広がっている状況です。

事業系ごみ排出量は、2019（令和元）年度の増加を除くと、2012（平成24）年度から減少傾向を示しています。

#### 課題

新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化が影響している可能性が高いですが、いずれにしろ総ごみ排出量の下げ止まりが見られていることから、資源を含めたごみの排出量削減のための取組が求められます。また、市民や事業者と連携し、食品ロスの削減に取り組むとともに、プラスチック発生抑制対策の強化を図っていく必要があります。

リユースの仕組みについては、実態に合わせて効率的な方法へ変更していくことが望ましいです。市内事業者におけるごみの削減余地はあるものと考えられ、事業系ごみの発生抑制についても対策を講じていく必要があります。

年齢層等に応じたきめ細やかな情報提供を行っていく必要があります。

#### 2）資源化

2019（令和元）年度～2021（令和3）年度のごみの組成分析調査において、燃やすごみ中の資源物の混入割合は約17～22%となっており、2021（令和3）年度調査の内訳を見ると、特にその他雑紙が約7%と多く混入しています。また、燃やさないごみ中の資源物の混入割合は約8～14%となっており、2021（令和3）年度調査の内訳を見ると、特に容器包装プラスチックが約5%と多く混入しています。

ごみの分別に関しては、分別区分や洗浄の程度等が分からない市民が一定程度存在しています。

集団回収については、参加しない、知らない市民が一定程度存在しており、また、その方法も分からない市民が多く存在しています。

生ごみは2021（令和3）年度組成分析調査において、燃やすごみ中の約34%を占めています。

事業系ごみの再利用率は、紙（OA紙）や新聞紙等の紙類では高く再生利用が進んでいるものの、紙（OA紙以外）や厨芥等で50～60%台と比較的低い状況です。

## 課題

雑紙や容器包装プラスチックなど、依然としてごみの中に資源が多く混入している状況です。ごみ種によっては該当する分別区分や洗浄の程度等といった細かな基準が浸透しておらず、市民も分別についての情報を求めていることから、分かりやすい解説やその周知が必要です。通常の市収集以外の資源の排出方法があまり浸透していないと考えられ、排出方法・制度の利用方法等を周知していく必要があります。生ごみは、燃やすごみ削減のために生ごみの資源化についても検討していく必要があります。新法への対応としてプラスチック資源化対策についても強化を図っていく必要があります。事業系ごみの再生利用の推進についても対策を講じていく必要があります。

### 3) 適正処理

家庭系ごみの収集については、現在、民間事業者へ委託し戸別回収を行っています。

本市の可燃ごみはクリーンセンター多摩川で焼却処理を行っています。

クリーンセンター多摩川の 2016（平成 28）年度の灰溶融施設休止以降は、焼却灰及び飛灰の全量を東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメント化を行っています。

ポイ捨てから粗大ごみまで、様々なケースの不法投棄が発生しており、悪質なケースでは警察と連携し対応していますが、抜本的な解決にはなかなか至っていません。

ごみ処理経費については、1t 当たりで見ると全国と比較して高い状態で推移しています。

## 課題

今後も民間事業者との定期的な協議の継続を通じ、効率的な収集運搬と環境負荷の低減を図る必要があります。

中間処理は、引き続き、多摩川衛生組合及び構成市と連携し、安定操業に向けた取組を行っていく必要があります。

今後も最終処分量ゼロを継続するとともに、エコセメントの有効利用先の確保を図っていく必要があります。

不法投棄については、関係者と連携しつつ、対策を強化していく必要があります。

今後も効率的な清掃事業を継続することにより、市財政や市民への負担軽減に努める必要があります。

### (2) 目指すべき姿

#### 目指すべき姿

ごみ減量が停滞している現状に鑑み、「ごみそのものを発生させない」ことを重視し、1人1人が「もったいない」の心を持って日常生活や事業活動を見直す行動につなげられるよう、3R の中でも優先順位の高い 2 R（発生抑制・再使用）の取組を推進していきます。

発生抑制・再使用を進めてもどうしても排出されてしまうごみについては、資源として分別し、可能な限り資源化を進めます。資源化に当たっては、地域での取組や事業者と連携した取組等についても積極的に推進することで、さらなる資源循環を目指します。

快適で安全な生活環境を維持するため、環境負荷やコストの低減等の多様な視点から、ごみや資源物の安定的・効率的なごみ処理体制の確保を図ります。また、大規模災害等の非常事態時における適正処理体制の確保等にも努めていきます。

(3) 施策の方向性(施策体系)

| 基本施策              | 個別施策(例)          |
|-------------------|------------------|
| ごみの発生抑制と再使用の推進    | ごみの発生抑制の推進       |
|                   | 食品ロスの削減          |
|                   | ごみ減量への効果的な周知     |
|                   | リユースの推進          |
| 資源循環の推進           | 適正な分別ルール徹底       |
|                   | 資源回収手段の拡充        |
|                   | 事業系ごみのリサイクルの推進   |
| 安定的・効率的なごみ処理体制の確保 | 安全で効率的な収集運搬体制の確保 |
|                   | 一般廃棄物処理施設の整備と運営  |
|                   | 不法投棄や災害廃棄物対策の推進  |

(4) 計画の推進にあたって参考となる指標の整理

【成果指標】

| 成果指標      | 基準値 | 目標値 |
|-----------|-----|-----|
| 今後検討を行います |     |     |
|           |     |     |
|           |     |     |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 | 目標値 |
|-----------|-----|-----|
| 今後検討を行います |     |     |
|           |     |     |
|           |     |     |

## (5) 施策の展開

### 1) 基本施策 1 ごみの発生抑制と再使用の推進

基本施策の説明文

#### 個別施策 1 ごみの発生抑制の推進

個別施策の説明文

#### 主な取組内容(例)

- ・ 水分の多い生ごみの重量を減らすため、イベント時に水切りネットを配布する等、生ごみの水切りを推進します。
- ・ 生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入に対して補助を行い、生ごみの発生を抑えます。
- ・ マイバックやマイ箸、マイボトルの使用を呼びかけ、容器包装材の発生抑制を呼びかけます。
- ・ 市内の店舗と協議を行い、容器包装使用量の削減や、詰め替え容器、再生品、エコマーク商品など、環境に配慮した商品の積極的な販売を促します。

#### 個別施策 2 食品ロスの削減

個別施策の説明文

#### 主な取組内容(例)

- ・ 外食時の食品ロスを削減するため、「30・10 運動」を呼びかけ、食べ残しを減らす運動を推進します。
- ・ 「府中市食べきり協力店制度」を活用し、飲食店に対して、小盛メニューの提供や食べ残しの持ち帰りへの対応を働きかけます。
- ・ フードドライブ、フードバンク活動について、市内や近隣における実施情報を広く周知するとともに、フードドライブについては、市においても定期的実施します。

#### 個別施策 3 ごみ減量への効果的な周知

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ ごみ広報誌「府中のごみ」の発行や市ホームページの活用等を通して、ごみに関するP R・広報の充実を図るとともに、SNSやアプリ等を活用して、幅広い年齢層や様々なライフスタイルに対応した情報発信を進めます。
- ・ 将来世代にごみの3 R推進を働きかけるため、学校での出張説明会などを実施します。
- ・ 地域ごみ対策推進員を各地域の3 R推進リーダーとして位置づけ、連携してごみの減量や分別の徹底、集団回収の利用促進を進めます。

### 個別施策 4 リユースの推進

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ リサイクル自転車販売事業を継続し、リユース可能な品の交換・販売活動を支援します。
- ・ 民間事業者と連携協定を締結し、粗大ごみ等のリユースを推進します。

## 2) 基本施策 2 資源循環の推進

基本施策の説明文

### 個別施策 1 適正な分別ルール徹底

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ ごみ情報紙「府中のごみ」やホームページ等を活用し、分別排出のルールをわかりやすく周知します。
- ・ 集合住宅においては、住民の転出入が多いことから、集合住宅の管理者や家主と十分に連携を図り、転入した住民へ適正なごみの排出を働きかけます。
- ・ 分別ルールに違反して排出されたごみについては、ルール違反シールの貼付や取り残しを行い、排出者の意識改革を促します。

### 個別施策 2 資源回収手段の利用促進

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 古繊維(ふるせんい)や古紙類(こしるい)、びん、かん、紙パックなど、家庭から出るリサイクル可能な資源物について、地域住民が協力し行う、集団回収を引き続き実施します。
- ・ 市内のスーパー等に設置されている、資源物（ペットボトル、牛乳パック、アルミ缶、食品トレイなど）の店頭回収について、実施している店舗や品目等を周知し、店頭回収の利用を促進します。
- ・ 民間事業者と連携協定を締結し、宅配便を活用した使用済み小型家電の回収に取り組み、希少資源の有効活用を図ります。

### 個別施策 3 事業系ごみのリサイクルの推進

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 1000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物には、再生利用に関する計画書に基づく立ち入り検査を実施するなど、再生可能な品目の資源化を促します。
- ・ 少量排出事業者に対しては、登録制度を活用して、分別の徹底や可能な限りの再資源化を促すとともに、ルール違反シールの貼り残しを行い、排出者の意識改革を促します。

### 3) 基本施策 3 安定的・効率的なごみ処理体制の確保

基本施策の説明文

### 個別施策 1 安全で効率的な収集運搬体制の確保

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 収集運搬体制の効率化を図り、エネルギー消費量の低減を図るため、低公害車の導入を継続して行います。
- ・ 収集運搬体制については、さらなる効率的な運用を図ることを目的として、ICT等の活用など、先進事例を収集の上で検討を行います。
- ・ ごみや資源物の分別排出が困難な高齢者等に対しては、福祉シール制度を活用し、排出の支援を行います。

## 個別施策 2 一般廃棄物処理施設の整備と運営

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 本市のごみ・資源物を安定的に処理するため、府中市リサイクルプラザにおいては、設備の定期点検やメンテナンスを行い、安定操業に努めます。また、新しいリサイクルプラザの整備については、令和 9 年度の稼働開始を目指します。
- ・ 多摩川衛生組合で運営しているクリーンセンター多摩川については、構成市として引き続き安定操業を働きかけます。

## 個別施策 3 不法投棄や災害廃棄物対策の推進

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 不法投棄については地域住民や警察との連携を強化し、不法投棄防止パトロールや警告看板設置などの対策を講じていきます。
- ・ 非常事態における廃棄物の収集運搬や中間処理等については、「府中市災害廃棄物処理計画」や「府中市災害廃棄物処理マニュアル」等に基づき、他自治体や関係団体と相互支援・連携を図ります。

## （6）市民・事業者の取組

### 市民の取組

- ・
- ・
- ・

今後検討を行います

### 事業者の取組

- ・
- ・
- ・

今後検討を行います

## 基本方針 4 安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します



※例示

(SDGsゴール案：3、4、6、10、11、12、14、15、17)

### (1) 現況

#### 1) 大気質

大気汚染の状況を監視するため、府中市朝日測定局および武蔵台測定局の2か所の測定局を設置し、大気の成分測定を常時行っています。また、東京都が設置している測定局でも市内を監視できるようになっています。

一酸化炭素(CO)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)を測定しており、令和4年1月の測定結果においては、すべて環境基準を達成していました。

2019(令和元)年度に市に寄せられた苦情の受付件数129件のうち、ばい煙に関する苦情は45件で、約3.5割を占めています。特に野焼きは多くの苦情が寄せられています。

#### 課題

引き続き常時観測と情報公開及び大気汚染防止に関する取組を推進し、環境基準を達成している大気環境の保全が必要です。

野焼きに関しては現場での適切な指導を通じて、禁止事項である旨の周知、意識啓発等が必要です。

#### 2) 水質

水質汚濁の状況を監視するため、市内を流れる多摩川や用水路、多摩川に流れこむ排水路で定期的に水質調査を行っています。

令和元年度は、多摩川では国立境と調布境の2箇所、排水路は国立、是政、矢崎、府中の4箇所、府中用水は上板橋と大山橋の2箇所水質調査を実施しました。

多摩川は、水量が少なくなる冬の終わりから春にかけて、BODが高くなる傾向が見られ、特に下流側では高くなります。また雨の直後にもBOD等が著しく高くなることがあります。

多摩川に流入する排水路は4か所あり、そのうちの国立排水路には北多摩二号下水処理場の処理水、府中排水路には北多摩一号下水処理場の処理水が放流されています。現在は河川の水量が少なくなっているため、下水処理水が多摩川に与える影響が大きくなっています。

用水路では、多摩川の上流側から水を引いて水田などに利用していますが、農地が少なくなってきたため水量が減少しています。

また、水質改善を目的に、1975(昭和50)年から、多摩川と多摩川水系の河川や用水路の流れる市区で合同調査を実施しています。また、1984(昭和59)年からは、それらの市区で多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、年2回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。

#### 課題

引き続き水質の保全・改善を図るため市民・事業者への意識啓発が必要です。

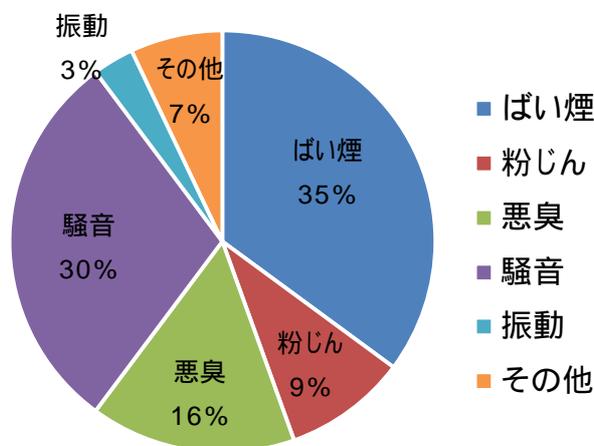
また、河川や用水路の保全については流域での管理や取組が必要であり、広域連携による水質の保全を継続的に取り組んでいく必要があります。

### 3) 騒音・振動

騒音・振動の発生源は、工場・事業場などの生産設備、建設工事、自動車・鉄道・航空機などの交通機関、飲食店・商店などの営業、その他一般家庭を含めた楽器、音響機器、空調設備など多種多様です。

令和元年度に市に寄せられた苦情の受付件数 129 件のうち、騒音に関する苦情は 38 件で、約 3 割を占めています。特に、大規模な建築物の解体や建設工事によるものが多く寄せられています。

自動車騒音・振動については、平成 24 年度から騒音規制法に基づく常時監視が義務付けられたことから幹線道路について調査を実施しています。



出典：府中の環境（令和元年度）

図 4-15 令和元年度苦情受付件数割合

#### 課題

騒音・振動は、各種公害のなかでも日常生活に関係が深く、事業者への規制・監視や市民の生活騒音を発生させないようにするための意識啓発等が必要です。

### 4) 歴史・文化的資源

府中は、遠く大化の改新により武蔵国の国府が置かれ、政治、経済、文化の中心地として栄えた歴史のあるまちです。江戸時代には、甲州街道の宿場町としてにぎわいを見せ、明治時代には、北多摩郡の郡役所が設置されました。甲州街道沿いの宿場町と背後の農村は集落地として形成され、多摩川低地部は水田中心、武蔵野台地は連続的な樹林地が残り街道後背には畑地が形成されました。

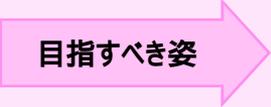
府中崖線及び国分寺崖線では縄文時代の遺跡が多数確認され、武蔵府中熊野神社古墳、高倉塚、天王塚などの古墳も確認されています。また崖線上には鎌倉時代当時要塞の機能を果たしていた寺院が多く分布しています。



**課題**

史跡や古道などの歴史的遺産や、農業とともに育まれた地域文化、原風景などの歴史的・文化的環境を、自然環境と一体的に維持・保全する必要があります。また、保全のみならず、市民が歴史・文化的環境として理解し触れ合える環境を整備し、未来に引き継いでいきます。

(2) 目指すべき姿



**目指すべき姿**

大気質、水質について環境基準が達成され、市民一人ひとりがお互いのために環境を守る意識が育っているまちを目指します。

市民が文化財の保護と継承、創造への参加を通して、文化財の価値を理解し、親しみや誇りを持っているまちを目指します。

(3) 施策の方向性（施策体系）

| 基本施策                   | 個別施策（例）            |
|------------------------|--------------------|
| 大気環境の保全                | 大気質の保全             |
|                        | アスベスト対策            |
|                        | ダイオキシン類対策          |
| 水環境の保全                 | 多摩川の水質保全           |
|                        | 水質汚濁、地盤沈下の防止       |
| 土壌の環境保全や騒音振動対策、その他公害対策 | 土壌・地下水汚染の防止        |
|                        | 騒音・振動の防止           |
|                        | 化学物質等の適正管理         |
|                        | 放射性物質対策、その他新たな公害対策 |
| 快適できれいなまちづくり           | まちの美化対策            |
|                        | 安全で快適な道路環境づくり      |
| 歴史的・文化的環境の保全           | 景観の保全              |
|                        | 歴史的・文化的環境の保全       |

(4) 計画の推進にあたって参考となる指標の整理

【成果指標】

| 成果指標      | 基準値 | 目標値<br>(2025年度) |
|-----------|-----|-----------------|
| 今後検討を行います |     |                 |
|           |     |                 |
|           |     |                 |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 | 目標値 |
|-----------|-----|-----|
| 今後検討を行います |     |     |
|           |     |     |
|           |     |     |

## (5) 施策の展開

### 1) 基本施策 1 大気環境の保全

大気汚染状況を継続的に監視し、情報発信します。大気の排出基準の遵守を事業所へ指導し、また啓発により大気環境を守ります。ダイオキシン類についても東京都と連携して定期的な測定、公表、指導を実施します。

#### 個別施策 1 大気質の保全

個別施策の説明文

#### 主な取組内容(例)

- ・ 市内に2か所ある大気測定局で大気汚染物質の測定を継続的に実施し、大気汚染の状況をモニタリングします。
- ・ 環境測定車「おおぞら号」で、幹線道路沿いの大気の汚染状況を継続的に監視します。また、微小粒子状物質(PM2.5)などの新たに問題となった大気汚染物質の測定も行います。
- ・ 工場や事業所などに対して、東京都と連携して、大気汚染防止法や悪臭防止法などの関係法令や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。

#### 個別施策 2 アスベスト対策

個別施策の説明文

#### 主な取組内容(例)

- ・ 建築物の解体等工事に対するアスベストの飛散防止対策の徹底を指導します。
- ・ 解体等工事を行う前に立入検査を行い、アスベストの飛散防止の可能性を事前に把握して、適切な飛散防止措置を指導します。
- ・ 公共施設の解体や修繕の際には適切なアスベスト対策を実施し、法令の遵守を徹底します。

#### 個別施策 3 ダイオキシン類対策

個別施策の説明文

#### 主な取組内容(例)

- ・ 東京都と連携して、環境中のダイオキシン類の濃度を定期的に測定し、結果を公表します。
- ・ 東京都環境確保条例に基づき、小規模焼却炉の使用禁止や野焼きの禁止の指導を行います。

## 2) 基本施策 2 水環境の保全

河川の水質を継続的に監視し、情報発信します。適正な排水基準の遵守を事業所へ指導し、また啓発により水環境を守ります。

多摩川の水質保全と水質汚濁、地下水保全を目的とした揚水規制を行うことで地盤沈下の防止を図ります。

### 個別施策 1 多摩川の水質保全

個別施策の説明文

#### 主な取組内容(例)

- ・ 東京都や関係機関と連携し、多摩川の水質浄化や流量の確保、生態系の復活に向けた取組を推進します。
- ・ 多摩川と多摩川へ流入する用・排水路の水質調査を実施し、その結果を公表します。
- ・ 下水処理場の負荷を軽減するために、引き続き油やごみ等を下水道に流さないなど、生活排水に関する配慮事項について啓発を行います。

### 個別施策 2 水質汚濁、地盤沈下の防止

個別施策の説明文

#### 主な取組内容(例)

- ・ 水質汚濁防止法などの関係法令や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。
- ・ 揚水施設の設置については、東京都環境確保条例や関係法令を遵守した設置を指導します。また、工場や事業所などによる地下水揚水量の報告を通して、地下揚水量を把握し、地盤沈下の防止を図ります。
- ・ 崖線の緑を保全するとともに、湧水量の定期的な調査に努めます。
- ・ 雨水の地下浸透を推進するため、住宅に設置される雨水浸透施設や雨水貯留槽の費用の一部を補助し、導入を支援します。
- ・ 学校や公共施設に雨水浸透施設の設置を検討し、雨水の地下浸透を推進します。

## 3) 基本施策 3 土壌の環境保全や騒音振動対策、その他公害対策

土壌汚染状況の調査や土壌汚染物質における地下水汚染の防止、化学物質の適正な使用を指導し、有害化学物質を使用した事業所へは調査・報告を指導します。

騒音・振動は関連法令に基づき指導を行い、苦情へも十分な対応に努めます。

そのほか健康影響が懸念される事象についても定期的な調査・研究を行います。

## 個別施策 1 土壌・地下水汚染の防止

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った工場や事業所などに対して調査・報告を指導します。
- ・ 地下水の汚染状況の継続的な監視など、汚染対策を継続するとともに、環境基準の達成を目指します。

## 個別施策 2 騒音・振動の防止

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 幹線道路の騒音や振動、交通量などをモニタリングし、基準超過があった場合などは必要に応じて道路管理者に道路の改善などを要請します。
- ・ 工場や事業所などによる騒音や振動について、苦情が発生した場合には十分な対応に努め、適切な指導を行います。
- ・ 道路の整備に際しては、低騒音舗装の使用を検討します。

## 個別施策 3 化学物質等の適正管理

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 化学物質等の公共用水域への流出もしくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、化学物質取扱事業者に対し、都条例で定められている使用量等の報告や管理方法書の提出の徹底を図ります。また、適正管理の啓発や周知等について、東京都と連携して実施します。
- ・ 水害等による化学物質の流出等を防ぐため、都で策定した化学物質適正管理指針に基づき、各事業所が水害等における浸水防止や流出防止等の対策を講じるように東京都と連携して対応します。

#### 個別施策 4 放射性物質対策、その他新たな公害対策

##### 個別施策の説明文

#### 主な取組内容（例）

- ・ 放射性物質について、市民が正しい知識をもって冷静に行動できるよう情報提供に努めます。
- ・ 学校の校庭などの空間放射線量、放射性物質測定を、当面継続して行います。
- ・ 人体に影響を与えるおそれのある新たな公害問題については、情報の収集と速やかな対応に努めます。

#### 4) 基本施策 4 快適できれいなまちづくり

まちの美化対策に取り組み、快適なまちをつくれます。道路・自転車・歩行者それぞれにとって安全で快適な道路環境づくりに取り組みます。

#### 個別施策 1 まちの美化対策

##### 個別施策の説明文

#### 主な取組内容（例）

- ・ ごみやたばこのポイ捨ての禁止、喫煙禁止路線の周知、喫煙のマナーの向上など、環境美化の啓発活動を引き続き実施します。
- ・ ごみ袋の配布・回収などを通じて、自治会や事業者などの団体の自主的な清掃活動を支援し、市民参加によるまちの美化活動を推進します。
- ・ 環境美化推進地区の美化推進を行うことで、市民の美化意識の向上につなげます。

#### 個別施策 2 安全で快適な道路環境づくり

##### 個別施策の説明文

#### 主な取組内容（例）

- ・ 府中駅周辺などの生活道路においては、誰もが歩きやすく親しみやすいよう、バリアフリー化を図ります。
- ・ 商店街や鉄道事業者などの事業者と協働で放置自転車対策を強化し、自転車駐車場の整備を進めます。

## 5) 基本施策 5 歴史的・文化的環境の保全

史跡などの案内・解説を行うボランティア活動の支援など、歴史的・文化遺産の保全・活用を市民と協働で進めます。魅力ある景観の形成のために、市の歴史と文化の普及・啓発に取り組みます。

### 個別施策 1 景観の保全

個別施策の説明文

#### 主な取組内容（例）

- ・ 景観形成の目標及び方針を実現するため、景観協定、まちづくり誘導地区、地区計画などの活用を検討します。
- ・ 浅間山の緑の眺望景観や生態系に配慮した緑ゆたかな環境とするため、浅間山周辺地域においては、浅間山周辺地区まちづくり誘導計画に基づき、緑地の整備や周辺の景観に調和した建築物や工作物を誘導します。
- ・ 崖線の連続した緑の眺望景観を確保するため、緑地の整備や周辺の景観に調和した建築物や工作物を誘導します。
- ・ 屋外広告物の設置などにあたっては、高さ、色や形などが周辺のまち並みと調和するデザインになるよう誘導します。

### 個別施策 2 歴史的・文化的環境の保全

個別施策の説明文

#### 主な取組内容（例）

- ・ 地元市民との協働により、にぎわいのある地域づくりの場として、歴史文化遺産の活用を進めます。
- ・ 史跡などを案内し解説する市民ボランティアの活動を支援します。
- ・ 本市の緑環境を象徴する馬場大門のケヤキ並木については、保護管理計画に基づき、樹木診断、植樹帯の改修、周辺道路、建築物対策、後継木の育成など、将来にわたってけやき並木の良好な育成を図る取組みを実施します。
- ・ 地域の文化活動を通じた交流を盛んにすることで、住民相互の連携をより強め、元気で活力のある地域社会の創造を目指します。
- ・ 様々な文化活動の拠点となる市内の文化施設や公共スペースを、あらゆる人にとって安全で使いやすい状態に整備するように努めます。
- ・ 市民が自ら立ち上げ、企画・運営に参画し、主体的に取り組んでいる文化事業や催しについて、今後とも継続的に支援できるように努めます。

(6) 市民・事業者の取組

市民の取組

- ・
- ・
- ・
- ・

今後検討を行います

事業者の取組

- ・
- ・
- ・
- ・

今後検討を行います

## 基本方針5 協働・連携のための環境が整ったまちを目指します (SDGsゴール案：4、8、9、11、17)

### (1) 現況

#### 1) 環境学習

府中かんきょう塾、親子体験教室、森キッズクラフト DAY 等を実施し、次世代を担う子どもたちも含む市民一人ひとりが環境に対する理解を深めるための取組を推進しています。

府中かんきょう塾は、講座修了生による企画・運営が進められており、2019（令和元）年度は全7回の連続講座、特別公開講座のほか、親子体験教室を4回実施し、講座及び体験参加者数は延べ397人となっています。

#### 課題

より多くの市民の方に環境に配慮した取組を実施してもらうため、学校教育や生涯学習での環境学習、イベントなどを通じた普及啓発等の取組を継続していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症といった対面での開催ができない場合の新しい開催方法の検討も必要です。

#### 2) 協働による環境啓発イベント

府中環境まつりや、環境啓発ポスターコンクールなどの、市民・事業者・団体の協働による啓発イベントを実施しています。

#### 課題

府中市には大学や大規模事業者が多いため、市民の環境配慮行動や環境学習・イベント参加を促すには、大学や市民団体との連携・協働を一層推進していくことが必要です。

#### 3) 市民ボランティアによる環境調査

酸性雨調査や、生態系調査、大気汚染調査等、市民との協働による調査を行っています。市民の方々の協力により環境調査を実施することで、より多くの人々が環境に興味を持つきっかけづくりの場を提供し、さらにはフィールドワークを通して市民ボランティアを育成につながっています。2020（令和2）年度は延べ参加人数が69人（市民による酸性雨調査、市民ボランティア調査の合計）となっています。

#### 課題

環境学習イベント以外の環境学習の機会及び市民協働の機会の一つとして活用することが必要です。

### (2) 目指すべき姿

#### 目指すべき姿

環境パートナーシップなどにより、市民・事業者・行政が環境について情報の交換と共有を行い、協働して環境負荷の少ないまちづくりを目指します。

(3) 施策の方向性 ( 施策体系 )

| 基本施策                       | 個別施策 ( 例 )               |
|----------------------------|--------------------------|
| 事業者・大学との連携による<br>新たな取組みの創出 | 大規模事業者や大学との連携            |
|                            | 生物多様性の保全に向けた大学との連携       |
| 環境保全活動を支援するネ<br>ットワークの構築   | 環境保全活動センターの運用            |
|                            | 市民活動の支援                  |
| 環境学習の推進                    | 環境学習の機会の充実               |
|                            | 環境学習の指導者の育成              |
| 情報発信の充実・啓発活動<br>の推進        | 環境保全活動センターを中心とした情報の収集と発信 |
|                            | 啓発活動の推進                  |

(4) 計画の推進にあたって参考となる指標の整理

[取組指標]

| 参考指標・取組指標 | 基準値 | 目標値 |
|-----------|-----|-----|
|           |     |     |
|           |     |     |
| 今後検討を行います |     |     |
|           |     |     |
|           |     |     |

## (5) 施策の展開

### 1) 基本施策 1 事業者・大学との連携による新たな取組の創出

市主体での活動のみならず、産学官の連携によるこれまでにない手法によって、環境問題への更なる解決策を創出します。

#### 個別施策 1 大規模事業者や大学との連携

個別施策の説明文

#### 主な取組内容(例)

- ・ 市内の事業者や大学とゼロカーボンシティの実現に向けての協働に関する地域協定を締結し、2050年二酸化炭素実質ゼロに向けた取組を推進します。
- ・ 府中基地跡地留保地においては、再生可能エネルギーの活用や新しい環境配慮技術の実証、エネルギーの融通が行えるまちづくりを検討します。

#### 個別施策 2 生物多様性の保全に向けた大学との連携

個別施策の説明文

#### 主な取組内容(例)

- ・ 大学の持つ科学的知見を活用し、本市在来の貴重な自然環境を維持するとともに、復元・再生も視野に入れた保全活動を検討します。また、侵略的な外来種への対策についても、科学的知見に基づいた、より効果的な対策方法の研究・導入を図ります。

### 2) 基本施策 2 環境保全活動を支援するネットワークの構築

環境保全活動センターの環境保全に関する学習活動など、市民や団体等の環境保全活動を支援し、市民・事業者・行政の協働、共創の場を構築します。

#### 個別施策 1 環境保全活動センターの運用

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 環境保全活動センターを中心に、環境保全に関する情報を収集し、広く公開します。
- ・ 環境に関するイベント等で協働による実施・運営を進めるため、環境保全活動サポーター制度の検証を行い、他の手法についても検討を行います。
- ・ 環境保全活動に関心を持つ市民と活動の担い手を求める市民団体等のマッチングを図る制度の創設を検討します。

### 個別施策 2 市民活動の支援

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 府中市環境保全活動センターを活用し、グループによる環境保全活動の PR や情報提供を行うとともに、相互の交流を促進します。
- ・ 環境保全活動を行う市民ボランティアを養成し支援するとともに、環境保全活動のグループづくりなどを支援します。

## 3) 基本施策 3 環境学習の推進

市民の日常生活も原因となる環境問題の解決や環境の保全に全市民で取り組むために、環境に対する理解を深める機会を創出します。また、地域で行う身近な環境保全活動を広めるため、環境学習の指導者を育成します。

### 個別施策 1 環境学習の機会の充実

個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 市民、事業者が実施する環境学習について、企画、運営、広報などの各段階において、適切に支援します。
- ・ 環境学習や環境活動の機会を提供し、NPO 等の市民団体が自ら環境学習を企画し、環境学習の場を広げることを支援します。
- ・ 市内の小・中学生が本市の自然環境や生物多様性の重要性について学習する機会が得られるよう、総合的な学習の時間等を活用した持続可能な開発のための教育（ESD）等の充実に取り組みます。また、理科教員の生物多様性に関する教育スキル向上を図るため、指導講座の開催などを検討します。
- ・ 林間学校やセカンドスクールにおいては、自然豊かな環境の中で生徒が自然や生き物の価値を体感しながら学ぶことができる機会を提供します。
- ・ 本市に豊かな自然の恵みを提供してくれる多摩川と河川敷の環境を活用し、府中水辺の楽校を通じた小学生世代への自然環境教育の充実に図ります。
- ・ 自然や生きものへの関心を幼児期から持ち、学びの基礎を養ってもらうため、保育園や幼稚園におけるレクリエーションの開催を検討します。
- ・ 市内の小・中学生が地球温暖化対策や気候変動といった地球規模の課題について学習する機会が得られるよう、持続可能な開発のための教育（ESD）等の充実に取り組みます。
- ・ 姉妹都市である佐久穂町とカーボンオフセットなどの地域の枠を超えた取組を推進します。また、この一環として、子供たちに森林間伐体験を実施し、森林の有効活用や地球温暖化対策について考えるきっかけづくりを行います。
- ・ ナッジ理論（人々が自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法）等を用いた環境教育やイベントの実施を検討します。
- ・ 将来世代にごみの 3R 推進を働きかけるため、学校での出張説明会などを実施します。

### 個別施策 2 環境学習の指導者の育成

#### 個別施策の説明文

### 主な取組内容（例）

- ・ 地球温暖化や自然環境の保全、循環型社会などに関する講座を開催し、地域のエコ・リーダーを育成するとともに、活躍の場を提供します。
- ・ エコ・リーダーの育成等を推進し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境保全や環境学習への取組を推進します。

#### 4) 基本施策 4 情報発信の充実・啓発活動の推進

省エネ機器・技術の普及啓発や、環境行動につながるような情報等を収集し発信します。環境イベント等の啓発活動によって、環境意識を高めます。

##### 個別施策 1 環境保全活動センターを中心とした情報の収集と発信

個別施策の説明文

##### 主な取組内容（例）

- ・ 環境保全活動センターを中心に、環境保全に関する情報を収集し、広く公開します。
- ・ 環境白書として発行している「府中の環境」や各種パンフレット等により、市の環境行政について、市民に分かりやすく周知します。

##### 個別施策 2 啓発活動の推進

個別施策の説明文

##### 主な取組内容（例）

- ・ 「府中環境まつり」や「環境ポスターコンクール」、「府中のおもてなし打ち水日和」を実施して、環境について考えるきっかけをつくり、市民や事業者の環境配慮行動を促進します。
- ・ 多摩川清掃市民運動を実施し、多摩川をはじめとした豊かな自然や、まちの良好な生活環境を守るための取組や啓発を進めます。
- ・ 自然観察会やウォーキングツアーなど、市内の豊かな自然環境をレジャー感覚で体感できるイベントの開催を通じて、市内の自然環境の豊かさや生物多様性の重要性について広く市民に周知していきます。
- ・ ナッジ理論（人々が自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法）等を用いた環境教育やイベントの実施を検討します。
- ・ エシカル消費（地産地消、エコ商品を選ぶ、食品ロスを減らす、資源保護の認証がある商品やCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）削減の工夫をしている商品を購入するなど、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動）の啓発を行います。

(6) 市民・事業者の取組

市民の取組

- ・
- ・
- ・
- ・

今後検討を行います

事業者の取組

- ・
- ・
- ・
- ・

今後検討を行います

## 第5章 重点プロジェクト

### 1. 重点プロジェクトの位置づけ

本計画では環境像実現のために全庁的な推進体制のもとで優先的に推進する施策、市の現状や社会的な要請等をふまえ、特に重視すべき事業を重点プロジェクトとして位置づけます。

### 2. 重点プロジェクト選定の視点

重点プロジェクトは、以下に示す視点に基づき設定します。

- 各基本方針の牽引役となる
- 市の環境課題に大きな効果が期待できる
- 市の環境以外の経済面、社会面への地域課題にも副次的な効果が期待できる（SDGs、統合的向上）
- 短期的な実効性だけでなく、中長期的な発展性や水平展開の可能性がある

### 3. 重点プロジェクト（案）

## 第6章 計画の推進

### 1. 推進体制

### 2. 進行管理

### 3. 指標・目標

基本方針ごとに設定した指標・目標リスト

## 第7章 資料編

- ・計画策定に関連する情報
- ・計画に関連するデータ
- ・用語解説 など